

第 9 2 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 2 月 28 日 開会

令和 2 年 3 月 9 日 閉会

南 部 町 議 会

第 9 2 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（2月28日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○町長提出議案提案理由の説明	5
○陳情第1号の委員会付託	10
○散会の宣言	10

第 2 号（3月2日）

○議事日程	11
○本日の会議に付した事件	12
○出席議員	12
○欠席議員	12
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	12
○職務のため出席した者の職氏名	12
○開議の宣告	14
○一般質問	14
中 舘 文 雄 君	14

工 藤 愛 君	2 6
久 保 利 樹 君	3 7
西 野 耕太郎 君	4 4
夏 堀 嘉一郎 君	4 6
○散会の宣告	5 5

第 3 号（3月3日）

○議事日程	5 7
○本日の会議に付した事件	5 8
○出席議員	5 8
○欠席議員	5 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 8
○職務のため出席した者の職氏名	5 9
○開議の宣告	6 0
○議案第6号から議案第21号の上程、委員会付託	6 0
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8

○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
○散会の宣告	8 1

第 4 号（3月9日）

○議事日程	8 3
○本日の会議に付した事件	8 4
○出席議員	8 4
○欠席議員	8 4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 4
○職務のため出席した者の職氏名	8 5
○開議の宣告	8 6
○議案第 6 号から議案第21号の委員長報告、討論、採決	8 6
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
○陳情第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 0 5
○常任委員会報告	1 0 6
○委員会の閉会中の継続調査の件	1 0 7
○日程の追加	1 0 7
○町長追加提出議案提案理由の説明	1 0 8
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0

○閉会の宣告 1 1 0

○署名議員 1 1 5

令和 2 年 2 月 28 日（金曜日）

第 9 2 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第92回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年2月28日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 陳情第1号 最低賃金の地域間格差を解消する全国一律最低賃金制度の実現と
中小企業支援の拡充を求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	工 藤 愛 君	2番	松 本 啓 吾 君
3番	久 保 利 樹 君	4番	夏 堀 嘉一郎 君
5番	坂 本 典 男 君	6番	滝 田 勉 君
7番	西 野 耕太郎 君	8番	山 田 賢 司 君
9番	八木田 憲 司 君	10番	中 舘 文 雄 君
11番	工 藤 正 孝 君	12番	夏 堀 文 孝 君
13番	沼 畑 俊 一 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長 久保田 敏 彦 君 企画財政課長 金 野 貢 君

交流推進課長	松原浩紀君	税務課長	下井田耕一君
住民生活課長	岩間雅之君	健康福祉課長	福田勉君
農林課長	東野成人君	商工観光課長	中里司君
建設課長	松橋悟君	会計管理者	野月正治君
医療センター事務長	佐々木大君	老健なんぶ事務長	藤嶋健悦君
市場長	馬場均君	教育長	高橋力也君
学務課長	中村貞雄君	社会教育課長	佐々木高弘君
農業委員会事務局長	夏堀勝徳君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	夏坂由美子	班	長	小林京子
主査	坂本裕昭			

◎開会及び開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第92回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（夏堀文孝君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、根市勲君。

（議会運営委員会委員長 根市勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市 勲君） おはようございます。

去る、2月21日、議会運営委員会を開催し、第92回定例会の運営について協議をしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が令和2年度当初予算16件、条例15件、令和元年度補正予算8件の議案39件であります。

令和2年度各会計予算につきましては、予算特別委員会を設置し、審査を付託することにした。そのほかの案件として常任委員会報告などがございます。

一般質問は、5名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、2月28日から3月9日までの11日間としました。なお、会期中、2月29日、3月1日、及び7日、8日は休日のため、4日は議案熟考、5日、6日は予算特別委員会のため休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

よろしくお願いします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（夏堀文孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番西野耕太郎君、8番山田賢司君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（夏堀文孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、2月28日から3月9日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から3月9日までの11日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました11日間の会期中、2月29日、3月1日及び7日、8日は休日のため、4日は議案熟考、5日、6日は予算審査のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの7日間は、休会とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略します。

なお、監査委員より、令和元年度定期監査の結果について報告がありましたので、その写しも併せて配布しておきます。

本定例会の上程は、町長提出の案件が、議案は令和2年度予算16件、条例等15件、令和元年度補正予算8件、ほかに陳情1件、常任委員会報告などがございます。日程によりそれぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要についてご説明を申し上げます。

本日招集の第92回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

まずは、世界中で感染者が増加し猛威を振るう、新型コロナウイルスによる肺炎であります、対策の全庁的な推進を図るため、今週、25日に全ての課長で組織する「新型コロナウイルス感染症対策会議」を設置し情報の共有を図っているところであります。

また、当町医療センターにおきましては、新型コロナウイルス対応マニュアルを作成し、感染が疑われる患者からの相談・来院等に対し、全職員が適切に対応できる態勢を整えているところであります。

さらに、昨日の安倍首相からの小中学校の休校要請への対応につきましては、本日の議会終了後に、教育委員会からご説明することといたします。

現時点では、青森県内での感染者は確認されておりませんが、厚生労働省からの情報発表等を注視するとともに、三戸地方保健所など関係機関と連携し対応に万全を期してまいりたいと考えているところであります。

県南地方に春を呼ぶ「南部地方えんぶり」が、今月、8日、9日の2日間開催されました。8日は、時折小雪がちらつく中、参加した全9組が剣吉諏訪神社に舞を奉納した後、南部芸能伝承館前の広場で一斉摺りを披露しました。町内各組のえんぶりはどうさいえんぶりと呼ばれる早く激しい動きが特徴で、力強く烏帽子を揺らす太夫たちの姿と軽快なお囃子が町内外から訪れた観客を魅了しました。また、子どもたちによるえびす舞などの祝福芸が花を添え、私もえんぶり組の皆様とともに令和2年の五穀豊穰をお祈り申し上げたところであります。

先週末に横浜市で開催された第19回マーチングステージ全国大会に2年連続で出場した名久井小学校金管バンド部は、日頃の練習の成果を十分に発揮し優秀賞を受賞しました。出場報告の際に「楽しみながら団結力のある演技がしたい」との意気込みを語ってくれた6年生たちでしたが、自分たちの演奏・演技をしっかりと披露してくれたものと考えており、来年度以降の更なる活躍を期待するものであります。

さて、令和元年度も残すところ一月あまりとなりました。毎年のことではありますが、月日が経過する早さを実感しているところであり、職員には今年度予定していた事業や業務をしっかりと完了し、令和2年度への円滑な移行を指示したところであります。

そして、いよいよ、東京2020オリンピック・パラリンピックが近づいてまいりました。冒頭に申し上げました新型コロナウイルスの影響が心配されるところではありますが、海外から多くの人々が来日し、大きな盛り上がりを見せることが予想されます。オリンピック・パラリンピックによる当町への波及効果は未知数ではありますが、多くの方々に当町の魅力に触れていただく、また、当町を訪れてみたいと思っただく絶好の機会であると認識しているところであり、おおいに期待を寄せているところでもあります。

このような大きなイベントに限らず、職員にはあらゆる機会を的確にとらえ、町民の皆様喜んでいただけるような「アイデアを施策として展開できる人財」となるよう、積極的な研修への参加を促しているところでもあります。また、こうしたアイデアの源は「なぜこのような制度なのか」、「この事業のやり方でいいのか」など、疑問点を持ちながら改善策を探ることや、地域担当職員制度や消防団活動などを通じた町民の皆様との交流を深め、他市町村職員などとの交流により刺激を受け「自らに気付きを与える」ことが重要でありますので、職員にはこのことを念頭に置き日々成長していくことを期待するものであります。引き続き「常に町民の皆様と共に」

活力ある南部町のまちづくりを進めてまいりますので、議員各位におかれましては、今後とも、ご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。令和2年度南部町一般会計及び各特別会計予算案16件、条例の制定等15件、令和元年度南部町一般会計及び各特別会計補正予算案が8件の、合わせて39件でございます。順にご説明を申し上げ審議のご参考に供したいと存じます。

まず始めに、議案第6号「令和2年度南部町一般会計予算」から、議案第21号「令和2年度南部町名久井岳財産区特別会計予算」までの当初予算についてであります。本職からは予算の編成方針と一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

令和2年度の予算編成にあたりましては、普通交付税の合併特例増加額の段階的縮減措置の最終年度であり、一億円以上の減額が見込まれるなど、限られた歳入の中で歳出全般について、町民の皆様にとって本当に必要なものであるか、また、効果を検証せずに継続しているものがないかなど、従来の計上方法にとらわれることなくゼロベースで見直しを行い、町民の皆様幸せを感じていただける、また、子どもたちに生まれて良かった、住んで良かったと実感していただけるよう、真に必要な施策に重点的に予算を配分することを基本姿勢として編成を進めてまいりました。

また、2ヶ年の継続事業として実施してまいりました、統合庁舎本体の建設工事が本格化することなどから、一般会計予算の総額は南部町誕生以来最大となる134億9,700万円となり、前年度と比較しますと24億3,700万円の増額、率にして22%の増となっております。

以上、概要のみの説明とさせていただき、各会計当初予算の詳細につきましては議案審議の際、改めて企画財政課長、及び各担当課長よりご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案第22号「南部町森林環境整備基金条例の制定について」であります。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、今年度から譲与される森林環境譲与税を基金として積み立て、森林の整備、及びその促進に関する施策の財源に充てるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第23号「南部町国際交流センター条例の制定について」であります。南部町内、並びに周辺地域に在住する外国人を支援するために開設する同センターの設置、及び管理運営に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第24号「南部町シェアサイクルの設置及び管理に関する条例の制定について」であります。自転車を近距離公共交通機関のひとつとして位置付け、町民や当町を訪れた方に共同

で使用いただくシェアサイクルの設置、及び管理に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第25号「南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について」であります、今年度、森越地区に建設した集会施設を集会所条例に追加するものであります。

次に、議案第26号「南部町固定資産評価審査委員会条例及び南部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、法律の題名が改められたほか、情報通信技術の活用の推進により行政手続等における利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化等を図るため、関連する2つの条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第27号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い国民健康保険税の課税限度額を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号「南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります、住民基本台帳法の改正に伴い、住民票の除票等の写しの交付が制度化されたことから、交付に際して手数料を徴収するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第29号「南部町医師住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」であります、医師住宅の新築に伴い住宅の位置等を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号「南部町公共下水道条例及び南部町団地排水施設条例の一部を改正する条例の制定について」であります、あかね団地排水施設を特定環境保全公共下水道事業に切り替えるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第31号「南部町観光施設条例の一部を改正する条例の制定について」であります、名川チェリリン村の利用者の利便性の向上と利用促進を図るため、キャンプ用品セットを貸し出しできるように追加するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第32号「南部町営住宅条例及び南部町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について」であります、民法の改正に伴い高齢者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる環境の充実を図る観点から連帯保証人制度を見直すなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第33号「町道の路線認定について」であります、県道櫛引上名久井三戸線の森越工区の事業完了に伴い、移管される旧道路を公益性の観点から町道として管理することが望ましいことから、町道として新たに認定することについて、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第34号「指定管理者の指定について（森越公民館）」であります、新築された森

越公民館の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者として森越町内会を指定するものであります。

次に、議案第35号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」であります。三戸郡福祉事務組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び組合規約の変更について、地方自治法の規定に基づき関係地方公共団体と協議する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号「青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について」であります。青森県新産業都市建設事業団における令和2年度の設置団体負担金額を加える変更について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第37号「令和元年度南部町一般会計補正予算（第9号）」であります。歳入歳出予算の総額から3億5,749万7,000円を減額し、予算の総額を115億5,670万1,000円とするものであります。

次に、議案第38号「令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」であります。歳入歳出予算の総額に3,073万4,000円を追加し、予算の総額を23億1,060万5,000円とするものであります。

次に、議案第39号「令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）」であります。歳入歳出予算の総額から4,404万7,000円を減額し、予算の総額を27億674万9,000円とするものであります。

次に、議案第40号「令和元年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）」であります。歳入歳出予算の総額から100万円を減額し、予算の総額を2,540万4,000円とするものであります。

次に、議案第41号「令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」であります。歳入歳出予算の総額に198万4,000円を追加し、予算の総額を2億2,432万2,000円とするものであります。

次に、議案第42号「令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」であります。歳入歳出予算の組み替えを行うものであります。

次に、議案第43号「令和元年南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」であります。歳入歳出予算の総額から253万4,000円を減額し、予算の総額を2億5,368万1,000円とするものであります。

次に、議案第44号「令和元年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）」であります。歳入歳出予算の総額から189万円を減額し、予算の総額を3億9,162万4,000円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ何卒原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に「南部町教育委員会委員の任命について」の案件を追加させていただきたいと思っておりますので、付け加えさせていただき提案理由の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎陳情第1号の委員会付託

○議長（夏堀文孝君） 日程第5「陳情第1号」を議題とします。

本日までに受理した陳情1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配布いたしました請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

3月2日は、午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれで散会いたします。

（午前10時26分）

令和 2 年 3 月 2 日（月曜日）

第 9 2 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第92回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年3月2日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

10番 中 舘 文 雄

1. 厚労省から発表された、再編統合について、議論が必要と判断された当町の医療センターに関わる諸問題に対する町の取組みと今後の方針について
2. 高齢者の健康維持に関わる国からの交付金配分方針に対する当町の取組みと課題について
3. 6月末、都内にオープン予定の、八戸都市圏交流プラザ参画への対策と方針について

1番 工 藤 愛

1. 南部町の強みを活かした「選ばれる学校」の整備について
2. 人口増加に寄与する町役場職員の採用状況について

3番 久 保 利 樹

1. 第90回定例会の一般質問の答弁の中で、3歳未満の子どもがいる住民税課税世帯への支援を検討するとのことでしたが、その後の進展について
2. 町内施設の劣化の状態について

7番 西 野 耕太郎

1. 人口定住対策について
2. 当町におけるプログラミング教育の実施体制について

4番 夏 堀 嘉一郎

1. 健康増進公社バーデパークについて
2. 町内建設業者及び建設関連業者の育成について
3. 厳正たる学校統廃合の進め方について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	工 藤 愛 君	2 番	松 本 啓 吾 君
3 番	久 保 利 樹 君	4 番	夏 堀 嘉一郎 君
5 番	坂 本 典 男 君	6 番	滝 田 勉 君
7 番	西 野 耕太郎 君	8 番	山 田 賢 司 君
9 番	八木田 憲 司 君	10番	中 舘 文 雄 君
11番	工 藤 正 孝 君	12番	夏 堀 文 孝 君
13番	沼 畑 俊 一 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	久保田 敏 彦 君	企画財政課長	金 野 貢 君
交流推進課長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	下井田 耕 一 君
住民生活課長	岩 間 雅 之 君	健康福祉課長	福 田 勉 君
農 林 課 長	東 野 成 人 君	商工観光課長	中 里 司 君
建 設 課 長	松 橋 悟 君	会 計 管 理 者	野 月 正 治 君
医療センター事務長	佐々木 大 君	老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君
市 場 長	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	中 村 貞 雄 君	社会教育課長	佐々木 高 弘 君
農業委員会事務局長	夏 堀 勝 徳 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	夏 坂 由美子	班 長	小 林 京 子
---------	---------	-----	---------

主 査 坂 本 裕 昭

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） ただいまから第92回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告にあったものだけを認めます。質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。

これより通告順に順次発言を許します。

10番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（10番 中舘文雄君 登壇）

○10番（中舘文雄君） おはようございます。

私は、今定例会に臨むに当たり、今、政府で問題視されている社会保障費にかかわる抑制のための対策が、あらゆる機関で検討されて方向性が示されてきております。その中には、それぞれの自治体にかかわる事案も提示されておりますので、それらの対応、対策につきまして、通告に従いまして順次質問してまいります。

初めに、さきに厚労省から発表された、当町の南部町医療センターも含まれておりました公立・公的病院のうち、再編統合について、特に議論が必要とされた問題であります。

既に、報道等により、それぞれ開設する自治体のコメントは承知しております。この問題については、去る2月17日に県により三八地域医療構想調整会議の開催も報道されておりましたが、その方向性は町民にとっても大きな関心事であります。

当町の医療センターは、前身である名川病院として開設されたのは昭和32年5月であり、62年以上、町民ばかりではなく、近隣の住民の皆さんにも利用され続けていることはご承知のとおりであります。経営的にも安定しており、必要な施設として存在していることは承知しておりますが、地域医療の見直しには、各地域の医療構想調整会議に求めている政府の対応には、県内でも半数以上の自治体で賛成の意向が示されております。

開設している自治体と、もともと開設していない自治体では、この問題への捉え方が分かれるかもしれませんが、長い歴史と実績を積んできた医療センターについて、県で策定済みとされている地域医療構想の中で、また、医療構想調整会議の中での議論等を通じ、当町の取り組みや課題等を含め、次のことを質問いたします。

1点目は、県の地域医療構想の中で、当町の医療センターの位置づけと役割について、どのような議論が行われているのかお尋ねいたします。

2点目は、地域に根差した医療センターの役割を生かした今後の取り組みと方針について、どのような政策を進める考えかお尋ねいたします。

次に、高齢者の健康維持にかかわる国からの交付金配分の方針に対する当町の取り組みと課題についてであります。

今、政府では、社会保障費の抑制を目指す手段として、自治体の取り組みを促し、その成果を交付額に差をつけて交付する方針が決定されようとしています。これは、全世代型社会保障検討会議で中間報告として明記されましたが、その方向で最終決定がなされるものと思います。

社会保障費はあらゆる分野にわたりますが、当町でも、今日までも町民の福祉、医療、介護等関係する政策は、積極的に取り組んでいることは承知のとおりであります。このような状況の中で、政府の方針に対応するためには自治体として対策が重要になると思いますので、次のことを質問いたします。

全世代型社会保障検討会議で明記された、健康維持に積極的な取り組みとその成果に応じた交付金の配分額の決定に対して、当町の体制と取り組み方針について、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、八戸都市圏交流プラザ開設にかかわる当町の取り組みについて質問いたします。

八戸圏域連携中枢都市圏事業として、かねてより準備を進めておりました都市圏交流プラザが、いよいよ本年6月末に東京都千代田区に開設されとの報道が流れております。8市町村の地域産品の認知度を高めるほか、販路の拡大やファンをふやす目的で開設すると認識をしておりますが、当町でのこの施設への参画への対策と方針について、どのように考えておられるのかお

尋ねいたします。

以上、町民の生活にも密着した問題、また、産業の振興や地域の活性化対策にも結びつくとの思いから質問してまいりました。町長並びに担当者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員にお答え申し上げます。

まず、厚生労働省が公表した再編統合についての議論が必要とされた地域医療構想についてご説明いたします。

本構想は、平成27年度に創設されたものであり、大きく2つの要因が挙げられています。

1つは、2025年に団塊の世代が75歳になる年に、医療、介護需要がピークに達することが見込まれること。

2つ目は、人口構成の変動に大きな地域差が生じていることであります。

これらのことから、各圏域での医療資源の効率的かつ効果的な配分を促し、急性期から回復期、慢性期まで、切れ目のない良質な医療体制を受けられる体制をつくることを目指したものであります。

昨年9月に具体的対応方針の再検証を要請された公立・公的医療機関が公表されました。高度急性期、急性期機能に限定した2017年病床機能報告データをもとに、診療実績が少ない、類似かつ隣接している医療機関があると判断された医療機関であります。

診療実績が少ないについては、がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期・災害医療・僻地・研修派遣の9領域全てにおいて診療実績が少ない病院となっております。

また、類似かつ隣接している医療機関があるについては、がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期の6領域において、一定数以上の診療実績を有する医療機関が構想区域内に2つ以上あり、かつ、互いの所在地が自動車で20分以内の距離にある場合とされています。

当町の医療センターにおいては、診療実績が少ない、類似かつ隣接している医療機関があるとされており、県内では10カ所の公立・公的病院が再検証を要請された機関として公表されたものであります。

次に、県の地域医療構想の中で、当医療センターの位置づけと役割についてですが、青森県地域医療構想においての人口動向は、八戸圏域は2010年から2025年までに約4万5,000人の減少が

見込まれ、75歳以上の割合は20%に達すると試算されています。

現状と課題では、400床から500床の中規模の病院が併存しており、診療機能の重複や医師の減少による機能低下が考えられ、一部の自治体病院では病床利用率の低迷が見られるなど、再編・ネットワーク化の検討の必要があるとされております。

また、三戸・田子地域は、人口減少の中で僻地等医療提供体制の整備が必要とされ、具体的には、医師確保の方策を図る必要があるとされております。

八戸地域での病床種別の転換及び廃止など、令和7年度までの計画数値は、現在より急性期は641床減らす必要があるとされ、高度急性期、回復期、慢性期病床は、合わせて983床ふやす必要があるとされております。

次に、地域に根差した医療センターの役割を生かした今後の取り組みと方針についてであります。当町の医療センターは、平成13年の旧名川病院将来構想検討会議の諮問を踏まえ、平成15年から一般病床66床のうち40床を療養病床に機能転換しており、既に将来を見据えた対応策を実施済みであることや、病床稼働率が90%台と類似規模病院に比べると2割から4割高く、ニーズが継続しております。

また、自治体優良病院として二度にわたり総務大臣表彰を受けたことは、東日本では4病院だけであり、県内ではもちろん唯一で、極めて健全な経営、財務体質を保っていることなどから、現時点での病床数の削減や転換、廃止は考えておりません。

一方で、情勢の変化によっては、将来の機能転換を否定するものでなく、常に医療需要を意識した対策をとり続ける必要があると考えております。

当町の医療センターは医療部門、健康センターは健康部門として、地域社会に生まれ成長し、老いていく人生において、その過程における全ての段階で意味のある人生を支援するための施設であるべきとの建設当初の理念は今も変わりございません。今後は、この理念のもと、近隣病院との連携強化を図りながら、在宅医療の推進のため、町内介護施設とも協力し合い、地域の方々の継続的で総合的な医療ケアを提供していきたいと考えております。

次に、全世代型社会保障検討会議で明記された健康維持に積極的な取り組み成果に応じて配分される交付金に向けた当町の体制と取り組み方針についてであります。国では、人生100年時代の到来を見据え、誰もが安心できる社会保障制度に係る検討を行うため、昨年9月に全世代型社会保障検討会議を設置しております。

会議は、これまで5回開催されているわけですが、昨年12月19日に開かれた第5回目の会議におきまして取りまとめられた全世代型社会保障検討会議中間報告が公表されたことから、新聞な

どによるマスコミ報道がされたものであり、中舘文雄議員ご質問の件につきましても、この報道を受けてのことと推察されます。

よって、あくまでも中間報告の公表であり、国では、本年の夏の最終報告に向け、さらに検討を重ねることとしておりますことをご承知おきます。

国の全世代型社会保障検討会議中間報告によりますと、中舘文雄議員ご質問の高齢者の健康維持にかかわる交付金につきましては、保険者努力支援制度及び介護保険者機能強化推進制度の抜本強化ということが示されております。

まず、保険者努力支援制度であります、国民健康保険の中の制度でございまして、国保財政運営の都道府県化に当たり、財政基盤の強化のために創設された交付金制度で、国が定めた評価指標に基づき、医療費の適正化や健康づくりの取り組みに応じて国と県からそれぞれ交付されるもので、平成30年度から本格実施されているものであります。

また、介護保険者機能強化推進制度は、介護保険の中の制度でございまして、高齢者の自立支援、重度化予防に向けた保険者機能を強化するために創設された交付金制度で、こちらも国が定めた評価指標に基づき国から交付されるもので、平成30年度から実施されているものであります。

それぞれの交付金の平成30年度の決算であります、国保の保険者努力支援制度では、国の配分金では850点中556点、県内では第8位で708万6,000円、県の配分金では460点中299点、県内では第2位で5,024万3,000円、合わせて5,732万9,000円の交付を受けております。

一方、介護の保険者機能強化推進制度では、612点中446点で354万2,000円の交付を受けております。介護保険者機能強化推進交付金は、県内市町村の順位を公表していないわけではありますが、県内市町村平均386点、八戸圏域市町村平均399点をいずれも上回っているものであります。

全世代型社会保障検討会議中間報告で示されている、これら2つの制度の抜本強化についてありますが、国保の保険者努力支援制度では、特定健診の受診率や保健指導率の向上、歯科健診やがん検診などの受診率の向上、糖尿病などの重症化予防など、予防と健康づくりに関する評価指標について配点割合を多く引き上げることとされているものであります。

また、介護保険者機能強化推進制度では、これまでの機能強化推進交付金の評価指標の見直しを図るほか、介護保険保険者努力支援交付金を新たに創設し、介護予防、健康づくり等に資する取り組みを重点的に評価することとしているものであります。

町といたしましては、第3次南部町健康増進計画におきまして、がんや脳血管疾患対策の強化、糖尿病の重症化予防の強化などを重点課題として取り組んでいくこととしているほか、第7期南

部町介護保険事業・高齢者福祉計画におきましては、高齢者の社会参加の促進や介護予防事業の充実による健康寿命の延伸、効果的な介護予防ケアマネジメントと多様なサービス展開による自立支援、重度化防止の推進などを図ることを目指し、事業を展開しているところであります。

いずれの交付金制度におきましても、積極的に取り組む自治体には、より多く配分されるものであります。国が交付金制度を創設した目的の一つに、健康寿命の延伸が挙げられることから、町といたしましても、疾病予防や健康づくり事業、そして介護予防事業の継続発展を図りながら、町民の健康寿命の延伸に努めてまいりたいと、その上で交付金の評価ポイントの加点につなげていきたいと考えているところであります。

最後に、令和２年度の当初予算に高齢者の保健事業、介護予防の一体的事業の予算案を計上させていただいております。これは、高齢者に対しまして、フレイル、心身の虚弱などの多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から、保健事業と介護予防が一体となった事業の実施につきまして、国が令和６年度までに全市町村に義務づけるものでありまして、当町といたしましては、初年度である令和２年度からこの事業に積極的に取り組んでいきたいと考えているものであります。

既存の事業と新規事業とを組み合わせながら事業を推進していくこととしておりまして、この一体的事業の取り組みもまた、国保の保険者努力支援制度の配分につながるが見込まれるものであります。

次に、６月末に都内にオープンする予定の八戸都市圏交流プラザ参画への対応と方針についてお答え申し上げます。

まず、八戸都市圏交流プラザ、愛称「8 b a s e」につきましては、既に報道紙面などにおいて一部公表されているところでありますが、地域産品の認知度を高め販路を拡大する、継続的に地域を応援してくれる関係人口をふやすことを目的とした首都圏交流拠点として、本年６月下旬に、東京都千代田区のＪＲ有楽町駅から新橋駅間の高架下空間の再開発エリアである、名称「日比谷OKUROJI」にオープンを予定しており、店舗物件の賃貸借期間は令和６年度までの予定となっております。

なお、この八戸都市圏交流プラザ事業は、さきに開催された八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン懇談会において連携事業として追加承認されたところで、成果目標年度は、全ての連携事業と同じ令和３年度になっております。

事業に参画する関係市町村の役割としては、地場産品の販路拡大及び関係人口の形成、増加に向けたＰＲ事業の実施、八戸都市圏交流プラザ運営協議会への参画が求められており、事業運営

に係る費用につきましては、全額八戸市が地方創生推進交付金などを活用し負担することとなっております。

なお、当町の交流プラザ事業への参画につきましては、本年１月に八戸市から参画についての意向確認があり、令和３年度までは町の費用負担はないものの、地場産品の販路拡大については、店舗内での飲食、特産品の販売に係る費用対効果が不透明であることから、これを除いた事業のみに参画するという条件つきで参画したものであります。

なお、令和４年度以降の交流プラザ事業につきましては、運営費に係る町村負担が発生する予定となっていることから、参画について改めて協議することとなっておりますので、今後の動向及び成果に対しての費用対効果などを見据えながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（夏堀文孝君） 再質問ありませんか。中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） 医療センターのことですけれども、今、町長のほうからいろいろ経過、経緯は説明ありましたけれども、実際には、この医療センターというのは、具体的に、まず、新聞等でも統合は求められていないんだというような県の認識もあるようですけれども、本当にそうなのかっていうのは、やっぱり町民は心配しています。どこかで方向性を決めなきゃいけないんじゃないかということから、実際に自分たちの主張を会議等で主張することによって、そのままずっと継続していけるのかどうかというのがまず第１点。これはやっぱりどこかで方向性をはっきりして、医療センターをどういう方向に持っていくかという方向性を決めなきゃいけないんじゃないかなと、私、心配したもんですから、質問します。自分たちの、例えば、診療実績その他という、もう過去のことですから、これはないって言われればないんです。ないって言わざるを得ない。だから、その辺を基準にしてやられた場合に、あくまでも突っぱねていけるものかどうか。その辺の、これは会議に出ていないもんですから、我々はわかりませんけれども、そういうところの認識をひとつお聞きしたいんです。実際に、自分たちの主張だけをしていって、本当にそれで済むのかどうか。例えば、それが医師の派遣とか、そういうのに影響してきた場合に大変なことなんじゃないかと思えますから、県の全体のそうした構想の中で、我が南部町の医療センターをどういう位置づけでもっていけるかっていうのは一つのこれからの課題だと思いますので、その辺についてひとつ、１点お聞きしたいと思います。

それから、さっきこれから進める中で、在宅医療その他をやっぱり中心にということも町長の

話ありました。昔、三村知事と懇談する場があって、そのときに、あの人は昔の百石町の町長として、その包括ケアっていいですか、そういうものにこの地元の病院はっていう話して、私もこういう会議出たことあるんですけども、その辺のところをどういう形で、在宅医療というものを重点的にしていくのであれば、その方向性、具体的に何か構想を持っておられるのか。それとも、これからその辺の検討はしていくのか。

このままで一番私が問題なのは、突っぱねて、そのまま突っぱね通していけるのであれば、これはもう我が医療センターはこういう実績があるから、何たってなくせないと、統合に賛成しないということで突っぱねていけるでしょうけれども、それが、果たしてその方向だけでいけるのかどうか。生き残るためにはどういう、内部検討もしていかなきゃいけないっていうのは大分心配なものですから、その辺、まずお聞きするのと、さっきの将来の医療センターを、本当にそういう在宅医療も含めた、そういうものにしていくとすれば、やっぱりどういうのはこれから検討していかなきゃいけないか、その2点、まず、医療センターについては再質問します。

それから、高齢者の健康維持です。私がちょっと知ったのは、名川時代からもそうです、南部町になってもそうですけれども、やっぱりほかの自治体に比べて、保健師の確保、それから、そういうかかわる職員の確保というのは、私は進んでいた町だと思っていましたから。それが進んだ中でやってきたところと、今までそういうこと余力を入れないでやってきたところが、例えば、中間報告であったように、実績、その効果によって配分額を決めるって言われたときに、さらにそれにまたプラスした町の体制を整えていくとすれば、相当、経費その他でも課題が出てくるんじゃないかなと思ったものですから、この辺のところをどういう取り組みをしていくのかというのが私が一番心配になったところで、進んでいた町と、今まで余り進めていなかった町が、進めていなかった町は実績が上がれば、それはぐっとやっぱりなったって評価されて、配分額出てくるとなれば、進んでいた、今まで一生懸命やってきた町がちょっと、損とは言わないでしょうけれども、そういうことがあるんじゃないかなと思ったものですから、その辺はどういうふうに効果あらしめる体制をつくっていくのかというのが大きいかと思いますので、その辺についてお聞きします。

それから、交流プラザへの対応ですが、私は、これは我々が具体的に説明受けたのは去年の10月に新郷村であったときに、こういうのを計画するということで我々聞いていたんですけども、私、検討は必要なんですけれども、やっぱり具体的には、飛び込んでいくっていう考え方も一つの方法ではあるんじゃないかなと思ったものですから、あくまでも南部町はもうこのスペースは確保するんだという形で、それにどういう形で取り組むかというのも課題の、まず優先的

に考えたほうがいいんじゃないかなと思ったものですから、具体的にこれから検討される、予算その他見ても、その辺に対する予算が計上されていませんし、ですから、検討しているうちには全部枠が埋まってしまったと。南部町入ってくる余地ありませんって言われればそれまでですから、その辺について、積極的な対応の仕方が必要あるんじゃないかなと思うものですから、その辺についてひとつ考えをお聞かせください。

○議長（夏堀文孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） それでは、まず、医療センターの件でございますが、国から公表された部分しか我々にも話は全くないわけでして、先般、知事を交えて県の町村会、また郡の町村会としても、容認できないという要望書を出してございます。

議員からは、今後どういう形で医療センター進めていくのか。1回目の答弁でも申し上げましたが、統廃合は我々全く考えていません。ただ、最終判断するのは国でございますので、我々は現状でいくということを、理由も当然つけて、言い続けているわけでして、どうなるかというのは私どものほうで決められない状況だと思います。

特に、私どもの医療センター、経営的にも健全な運営を行っておりまして、先般、県の福祉部長のほうにも直接私申し上げました。ただ単に手術が少ない。先ほどもろもろ取り上げた項目、これでいくと、中間病院しか残れないんです。私ともどもは慢性期患者を主として行っている病院ですから、当然高度な外科手術とかないわけでして、それを点数で採点するっていったら、これは全国どこでももうなくなるわけでして。

そしてまた、病院の経営的に一番見なければならないのは、一般財源から幾ら病院に繰り入れをしているなのか。病院自体が黒字になっていっても、近隣の一病院のように、繰入金を町から8億、9億出して黒字であれば、町の一般会計がその分赤になっているわけです。もしくは、別な事業に使えるのも使えないでいると。ですから、病院自体の黒字経営、一般会計を幾ら繰り入れて黒字なのか、これを統廃合する場合においても、我々は主張していかなければならない。医療センターの場合は、国から交付税に算入されている。その分、ほとんどその分で黒字を出してもらっている。こういう健全な運営も行って、病床率も90%台を確保している病院を、なぜ手術ができないから統廃合しなきゃなんないかって、全く矛盾していると思っております、これは声を大にして三村知事のほうにも要請してきましたし、知事も同じ考えで、知事会のほうでも国に伝えております。

今後はそういう声も聞きながら、国のほうでまた見直しをするのか、同じに出してくるのか。仮に出てきたとしても、私どもとしては従うつもりはない。そういう気持ちで医療センターは存続させる。そのためには、当然医師の確保をしっかりとしていかなければできないわけでありますが、体制としては、そういう思いでいきたいと思っております。

また、当然、在宅医療は、これから推進されてくるものと思っております。当町は、包括ケアシステム、これを立ち上げるときに、県内でも百石病院と名川病院時代に先駆けて行ったわけですが、当初、名川病院にいた先生がこの包括ケアを進めようというので、取り組みは名川時代に第一番手で進めておりました。ただ、その先生が百石病院に転勤になりまして、そして百石病院で行ったために、百石病院が先に第1号になったという形でございまして、まさに県内でも在宅医療は当時から必要となってくるだろうと。

ただ、在宅医療だけでも難しい。やはり家族の構成、見てくれる方が家族でいるのか、見るためには仕事をやめなければならないのか、こういう部分が大きな課題になりますので、ここはただ、できる家庭については在宅医療というのを進めながら取り組んでいきたいと思っております。

次に、高齢者の健康でございますが、今、担当課のほうも大分積極的にいろいろな取り組みをして、新たな取り組みをして、そのことによって、先ほど3部門において当町の平均点、点数、平均点よりも県内よりも平均点上という中で、交付金も5,700万来ているということは、県内では高い。ということは、いろいろな事業に取り組んでいるという結果とつながっておりますので、今後も継続しながら、新たな部分を健康向上のために担当課のほうで進めて、それにすることによって健康になり、また交付金が多くいただけることにつながっていけばいいなと考えております。

最後に、交流プラザでございますが、有楽町高架下、私どもも内部でも検討いたしました。また、事務局、八戸市のほうともいろいろ質問もしました。なかなかしっかりした返事が返ってこない。販売を主体にいくのか、食堂を主体にいくのか。当時は全くまだわからない。後で出てきたのが、食堂が主になる。販売のスペースは本当に小さいです。これは8市町村であったら、1市町村こんなもんなわけです。じゃあ、何を置けるのか。そして、あそこの場所は本当に重たいものを買っていくお客さんがいるのかどうか。サラリーマンです。ご存じのように、100%サラリーマンのその方々が、帰りに袋を持ってあの銀座の町、有楽町の町を果たして歩くかっていうと、私は疑問があります。そして、レストランに、じゃあ、どういう食材を、金剛さんが考えているのかってなったときに、当町の食材はほとんどないと同様なようなメニュー構想です。

そういう中で、2年間は無料。八戸市負担。八戸市で負担っていても国から交付金が来てい

ますので、八戸市が単独の自前を出しているわけじゃない。中枢連携やっている、国から八戸に入るから八戸が出しているだけで。そういう部分も考えて、当町は最終的には販売部門には参画しません。ただ、人事交流、そういう部分の部門には参画しますということで、2年無償で、恐らくその後続けることになれば相当の負担金がある。年間の金額、1,000万、2,000万円単位の維持費がかかってきますので、そういう中で、田子町さん2年間独自でやりました。2年でやめました。おいらせ町さんも2年やりました、単独で。やめました。話を聞きましたら、やはり厳しい。家賃払うだけでもとてもじゃない。そういうことで、当町と同じ参画にしたのは、当町と田子町さんとおいらせ町さんは、販売には参画しないで交流関係事業には参画するという結果で、八戸市のほうに報告したところでございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問ありませんか。中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） 医療センターにかける町長の思いは確かに承りました。私も実際には突っぱねるというか、そういう形をやっていける。それはやっぱり最後には町民との意思疎通がはっきりしていれば、その辺で突っぱねていけると思いますので、ひとつその辺はそういう形で進めることは、私もいいんじゃないかなと思っていましたので、再質問はここではしません。

それから、高齢者の健康維持ですけれども、今言われたように、今までも一生懸命やってきたことが、町民も誰しも認めていることだと私も思っていました。ですから、これをいかに、さらにプラスにしていくための新規事業というのは、これはもう職員一丸となってでしかない。町民の協力も、幾ら受診せえ、何せえと言っても、受診しなければ、町民がその気にならなければ、やっぱりそれは実績として上がっていかないということで、その辺のまず広報活動といいますか、日常の活動というのを少し力を入れていただければと思います。その辺につきます得策があれば、担当課長でも答弁いただければと思います。

それから、交流プラザの件です。今、町長に言って、私たちちょっと具体的な内容の中身まで知らないでこういう質問していますから、どこまで検討されているのかなと思ったものですからこういう話しましたが、ただ、私は、後から手を挙げたんじゃないかなと思ったものですから、その辺についてはどういう形で、例えば、ことしからサクランボジュノハート出すって、あそこに2万円ぐらいのジュノハートどんと置いて、こういうものが南部でとれていますよってやっても何かPRになるかなという思いもあったものですから、ある程度のコーナーでも確保で

きるんであれば、それほど多くの経費かけないで、そういう形のものができるんであればそれも一つの方法かなと思ったものですから。

それから、人事的な交流はするということですから、いろんな情報を、そこを拠点にしたところからやっぱり我々町民も知り得る、また、せっかく南部町にも県人会というのが関東地区にもいますから、そういう方々がやっぱりそこにちょっと行って、南部町のPRできるような場所にも使えるんじゃないかとか、いろいろなことを、これから有効利用する方法をひとつ考えていただければと思います。この辺についても、もし、担当課のほうで何か具体的にこういうことも考えていますよっていうのあればお聞かせして、質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただいま中舘議員の高齢者の健康維持にかかわる事業についてでございますが、まさしく議員おっしゃるとおり、高齢者の健康維持にかかわる各種事業についてでございますが、当然、住民の皆さんへの周知徹底、それから職員としてのさまざまな事業の実施、これら重要でございまして、これらの事業、それから新年度の新規の事業含めまして、さまざまな機会を通しまして、住民への周知徹底あるいは宣伝等々を徹底していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 交流推進課長。

○交流推進課長（松原浩紀君） ただいまのご質問ですが、運営協議会が2月下旬に設置されておりましたので、こちらで今後の協議を進めていくことになっております。当町といたしましては、移住情報発信事業、また、ただいま中舘文雄議員がおっしゃった特産フェアなどで、食のPRなどと合わせ、関係人口の獲得と移住希望者の掘り起こしなど、単独で行う予定としております。

なお、予算は、参画が決まったのが1月の下旬でしたので、必要な場合は補正で対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩します。

（午前10時45分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩を解きまして会議を再開します。

（午前11時00分）

○議長（夏堀文孝君） 1番、工藤 愛君の質問を許します。工藤 愛君。

（1番 工藤愛君 登壇）

○1番（工藤愛君） 今定例会におきまして、発言の機会をいただきありがとうございます。また、ご傍聴の皆様からも忌憚のないご意見、ご指導を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、南部町の強みを生かした選ばれる学校の整備について伺います。

町内小中学校の今後のあり方、このことについて、第80回定例会で中舘議員からご質問がありました。ご答弁では、教育長より、少子化に対応した持続的な学校運営をしていくために、小学校、中学校の統廃合を検討してまいりたいとお話がありました。学校を再編する、この変化を私はチャンスと考えています。行政、教育関係者、住民が一体となって、保護者に選ばれる学校へ進化していくことを願っています。そのために必要だと考えることを、次の3つの視点からお話しさせていただきます。

1つは、住民に対する丁寧な説明です。

アンケートに対する住民説明会が開催されたようですが、周知方法が不十分だったのではないかと感じています。これから議論を進めていくに当たって大切なこと、それは保護者や住民の教育への思いを聞き取ることです。それは、統合に賛成か反対かということではなく、なぜ賛成か、なぜ反対かという教育への思いです。思いがある住民はこれからの学校にとって欠かせない協力者になってくれるものと考えます。

2つ目の視点は、授業の質を高めることです。

授業の質は、教師の質です。その向上のためには、1学級の定員人数を減らし、教師の過酷な労働環境を改善することが必要です。実際、青森県では特定の学年で33人学級という独自の配置が行われています。残念なのは、対象となる学校が限定されていることです。1学年複数学級ある学校のみが対象で、当町は該当しません。

では、統合したら対象になるのでしょうか。結論から申しますと、名川、福地、南部の地区ごとに小学校を統合した場合でも、複数学級になるのは限られた学年です。しかし、県の基準の33人に合わせて配置が行われれば、1クラス17名から23名程度の1学年2学級で編成ができるのです。これには、町で教員を採用するという高いハードルがあります。しかし、国の基準のまま学校を統廃合した場合、町に配置される教員は激減します。子供の学びの中心を担うクラス担任の先生が現在の半分以上になってしまうのです。

3つ目の視点は、当町の教育の強みについてです。

私は、地域による実体験の授業だと考えています。

先日、名川中学校のえんぶりを鑑賞いたしました。一昔前の南部町の姿を思い起こさせるすばらしい舞台でした。特に心を打たれたことは、教師ではない、地域の大人が一所懸命に指導に当たっている姿、また、生徒もそれに応えている姿です。

伝統芸能、農作物の栽培を数年かけて実体験として学ぶことができる。また、それを喜んで教える大人がいる。これが南部町の強みだと考えます。このような教育を受けた子供たちは、自分のふるさとに誇りを持って、人生を力強く生き抜いていけるものと思います。

以上の視点を踏まえ、次の質問をいたします。

1、令和元年度に行われた学校統廃合に関する説明会について、開催時期、場所、参加人数をご開示願います。今後、住民の理解と協力を得ながら、速やかに整備するための進め方をどのように考えているかお知らせください。

2、現在、国の規定を上回る職員配置はあるのでしょうか。今後、町独自に加配する考えはあるのでしょうか。

3、南部町には特色ある教育が可能な文化、人材が豊富にあります。南部町の強みを生かし、帰郷を考えている保護者に選ばれる学校のために、今後重点的に取り組みたいことをお知らせください。

2つ目の質問です。

人口増加に寄与する当町職員の採用状況についてお伺いします。

南部町人口ビジョン推計では、2060年まで年間約100人の出生を維持しています。これは決し

て夢の数字ではありません。私自身も実現に向けて力を尽くしたいと考えています。そのためには、町の魅力発信と情報通信技術という分野にたけた人材が必要だと考えます。

まず、町の魅力発信についてです。

当町にはどんな魅力があるのかということは、地域を出て初めて気づくことが多いのではないのでしょうか。工藤町長は、職員の育成、学生の海外派遣にも大変力を入れておられ、若く熱意のある人材が育つ環境が整えられております。さらに、町外出身者を採用することにより、町の魅力をよりの確に発信できるのではないのでしょうか。

そして、情報通信技術についてです。

人口ビジョンの中の目指すべき将来の方向にあるように、利便性の高い行政サービスはますます重要性を増しています。つまり、職員は人でしかできないこと、このことにもっと注力できる環境を整えていただきたい。人でしかできないこととは、人と情報をつなぐ仕事です。もっと地域に出向いてほしいのです。そのためには、役場で机に向かっている時間を少なくする必要があります。また、現在のような情報過多な時代は、伝えたい相手に情報を届けることがとても困難になっています。相手に合った情報の発信が重要な鍵を握っているのです。

以上のことを踏まえ、次の3点についてご質問いたします。

- 1、過去3年間の町外出身者の応募、採用状況をお知らせください。
- 2、町外出身者が南部町職員への応募を決めた理由は何でしょうか。
- 3、IT環境の伸展について、今年度の成果をお知らせください。

町長並びに教育長のご答弁を求め、質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤愛議員にお答え申し上げたいと思います。

1番目の選ばれる学校の整備についての質問につきましては、この後、教育長のほうから答弁をいたします。

私から、2点目の人口増加に寄与する町役場職員の採用状況等についてから答弁申し上げたいと思います。

まずは、過去3年間の町外出身者の応募、採用状況についてであります。町外出身者の応募は、平成28年度が36人中16人で44.4%、平成29年度が33人中15人で45.5%、平成30年度が46人中

25人で54.3%、町外出身者の応募の9割近くが三八地域で、県外の応募者は4人で7%程度であります。

次に、町外出身者の採用でございますが、平成29年4月が7人中3人で42.9%、平成30年4月が10人中4人で40.0%、平成31年4月が13人中5人で38.5%となっております。

次に、町外出身者が南部町への応募を決めた理由は何かではありますが、面接において南部町役場を選んだ理由を聞きますと、テレビや新聞、町ホームページなどで町の取り組みを知って南部町に魅力を感じ、自分も貢献したいと思ったこと、また、家族で南部町を訪ねたことがあり、町の印象がよかったとの意見が多く占めております。

次に、IT環境の伸展における今年度の成果についてであります。今年度整備し、住民サービスが向上した事例としましては、選挙における期日前投票管理システムの導入がございます。このシステムは、選挙の際、町内3カ所に開設している期日前投票所において、いずれの投票所でも期日前投票を可能としたもので、これにより投票総数に占める期日前投票数の割合が、導入前の5回の選挙では平均が約25%であったのに対し、導入後の昨年7月に行われた参議院議員通常選挙では約32%と、約7ポイントの伸びがございました。

また、これまでの電子申請に対応したシステムの導入事例としましては、子育てワンストップサービスに対応したシステムを導入し、児童手当や保育所入所申し込みなどの手続きが電子申請により可能となるよう整備しているほか、地方税ポータルシステム、いわゆるeLTAXによる地方税に関する各種手続きに対し、町のシステムとの情報連携が可能となるよう対応しております。

eLTAXにつきましては、主に、法人から提出される法人住民税及び償却資産に係る申告書や給与支払報告書に電子申告が利用されており、その利用件数、利用割合ともに徐々に増加傾向にあります。子育てワンストップサービスにつきましては、残念ながら、電子申請による実績がない状況となっております。これは、システムを活用する際必要となるマイナンバーカードの取得が進んでいないことが要因と考えられますが、このたびのデジタル行政推進法の整備等により、今後はマイナンバーカードの取得が促進され、利用される方もふえていくことが予想されます。

今後の見込みとしましては、このたびの国の令和元年度補正予算に計上されたICT技術による創造性を育む教育環境の整備を目指す、いわゆるGIGAスクール構想に対応するため、町としましても、国の財政措置を活用し、町内小中学校に整備を進めていきたいと考えております。

また、Wi-Fi環境に関しましては、既に導入済みのバーデハウスとチェリウスのほか、今年度は整備を進めております国際交流センターに導入することとしております。

国におきましては、人口減少社会の到来による諸課題に対応するため、ソサイエティ5.0時代の実現を目指すこととしております。今後、ますますICTの活用が不可欠になると考えております。

私ども地方自治体におきましても、行政課題が複雑多様化する一方、職員の増員は見込めない中であっても、住民の利便性や職員の人時生産性の向上に取り組む必要があり、職員の採用を含めた人事面での配慮やRPA活用による事務改善など、多方面におけるICTの導入を進めていく必要があると考えております。

私から以上になります。

○議長（夏堀文孝君） 教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） 続きまして、私のほうから南部町の強みを生かした選ばれる学校の整備について、工藤愛議員にお答え申し上げます。

まずは、令和元年度に行われました学校統廃合に関する説明会の開催時期、場所、参加人数の開示につきましては、8月5日に南部公民館で17名、8月7日にゆとりあで13名、8月9日に剣吉公民館で8名、8月19日にあけぼの研修センターで9名が説明会へ参加しており、全会場合わせまして47名の参加人数となっております。

説明会の内容につきましては、平成30年度に町内の幼稚園、保育園、小学校及び中学校の保護者の皆様に、学校統廃合について14項目のアンケートを実施し、その結果を集計したものをご報告したものです。

今後、住民の理解と協力を得ながら、速やかに整備するための進め方をどのように考えているかについてですが、現在は、学校統廃合の方針、教育環境整備の進め方などについては、総合的に検討を行うことを目的に南部町学校統廃合検討委員会を設置し、検討を進めている状況です。

次に、現在、国の規定を上回る職員配置はあるのか、今後、町独自に加配する考えはあるのかについてですが、教職員の配置につきましては、青森県が定めております学級編成基準及び公立小学校・中学校の教職員配置基準により、青森県費負担教職員が配置されます。文部科学省では、基礎学力の向上ときめ細やかな指導の充実を図るために教員を加配することができるとしており、町内の小学校3校、中学校4校に県費負担により加配措置されております。町独自に加配するためには人件費などが全て町負担となるため、現時点では町独自の加配は考えておりません。

ただし、教育委員会といたしましては、各学校の実情に合わせ、年間960時間でスクールサポーターを配置し、教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学校生活上の支援や学習上の支援を行っております。今後も、各学校に応じたスクールサポーターを配置できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、帰郷を考えている保護者に選ばれる学校のために、今後重点的に取り組みたいことはについてであります。町では知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒を育成するため、学校経営に創意工夫を凝らし、個性を生かし創造性を育む学校教育活動の活発な活動を推進するため、町独自で特色ある学校経営事業を行っております。各学校では、それぞれに活動テーマを掲げ、自然や文化などを取り入れ、総合的な活動を行っております。その中には、農業体験、史跡発掘体験、伝統文化の継承なども含まれており、ほかにはない取り組みを行っていると考えております。

なお、特色ある学校経営事業の経過概要及び効果につきましては、教育委員会の事務の点検・評価報告書で報告しており、町ホームページでも掲載しております。

また、本町では、山梨県南部町との2泊3日の小学生の国内交流事業を、中学生では、2年生を対象としたカナダバンクーバーへの1週間の海外派遣を実施しており、この事業は県内でも最大規模のものであり、本町の特色でもあります。

今後につきましても、特色ある学校教育を充実させていきたいと考えております。

教育委員会は以上であります。

○議長（夏堀文孝君） 再質問ありませんか。工藤愛君。

○1番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

まず、1つ目の質問、選ばれる学校に関して再質問させていただきます。

まず、学校統廃合に関する説明会についてですけれども、町内全域で47名という参加に関して、これはやはり少なかったのではないかなと私は感じております。次回行うときには、やはり学齢期の保護者が多く集まるところに合わせていく。今の保護者、忙しいですから、やはり時間をそのために確保するというのもかなり難しい方も多いかと思います。例えば、学校行事に合わせていくとか、これから入学する保育園行事に合わせていくとか、そのような姿勢を持っていただきたいと思います。その辺に関してお考えがありましたらお願いします。

また、アンケート結果について、説明会でご開示されたということですが、私の個人的な希望

としましては、アンケートに答えた方には、少なくとも結果を開示することが望ましいのではないかなと。説明会に来た方だけに関心があるのではないと思います。また、本来であれば、アンケートに答えていない、配付すらされなかった住民でも、とても感心が高いのを感じておりますので、その辺のご配慮をお願いしたいと思います。

また、スクールサポーターに関して加配を行っていく方針であるとお答えがありました。大変有意義だと思います。ただ、学級担任とスクールサポーターというのは、やはり役割が違うと思うんです。スクールサポーターというのは、特別な支援が必要なお子さんに特に注力して配置される教員であって、その他の大勢の生徒さんに対しては、やはり少人数学級というのが有効であろうと思いますが、その辺の教員の負担、今、時間外労働に関しても問題になっておりますので、教員の負担に関して、どのように解消していくお考えがあるのかお知らせください。

次に、当町職員の採用状況についてご開示いただきありがとうございます。町外からの応募も40%を超えているということで、大変人気が高いのかなというふうに考えております。また、毎年、3名から5名の採用があるということで、大いに期待をしたいというふうに思っています。

I T環境に関してなんですけれども、まず、子育てワンストップ事業、これの利用者がいなかったと。このことに関して、マイナンバーカードが普及していないことがというふうなお話があったんですが、本当にそうなのでしょうか。というのは、町の、例えば、乳幼児健診、こういうところでやはりお知らせをするべきことなのかなと思うんですけれども、私自身は何度か参加していて、一度もアナウンスを受けたことはないと記憶しています。そもそも、役場職員もたくさん子育て中の職員がいると承知しておりますので、その職員も含めて利用していないということは、やはりちょっと周知方法を見直す必要があるのかなというふうに考えています。今後の周知方法に関して、何かお考えがあればお願いいたします。

期日前投票のお話がありました。期日前投票が25%から32%に上がったということですが、この数字についてお伺いしますが、この25%から32%というのは、有効投票に対するパーセンテージなのか、それとも、投票率そのものが上がったのか。期日前投票の意味合いは、やはり投票率を上げるというところにいかに成果を出すかというところだと思うんですけれども、投票率の向上に寄与したのかどうかということに関して、ご答弁をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（高橋力也君） それでは、教育委員会のほうからご答弁させていただきます。

まず、説明会について、人数が少なかったんじゃないかというご指摘ですけれども、私もそう思いました。広報は各学校に紙媒体で知らせたのと、町の広報に載せたものでした。少し周知が足りなかったのかなと反省しております。今後、検討委員会の結果については、少しPR活動させていただきたいと思います。

それで、アンケートの開示ですけれども、アンケートは幼稚園、保育園、小中学校、ほぼ100%近い800名ほどの方からアンケート調査いただきました。先ほど申しましたように、説明会は午後7時から4カ所で保護者の負担を考えて実施したんですが、先ほどの人数になりましたので、開示につきましても、全保護者にアンケート結果は配付させていただいておりますが、配付しただけに終わったかもしれませんので、広報にもその結果は載ってありましたけれども、少しこちらのほうの説明が不足していたかなと反省しております。ですから、今後、先ほどありましたように、検討委員会の結果も報告する場合も、紙媒体、それから広報、それ以外にも、先ほどご指摘ありました、保護者が集まったときにPRするとか、PR方法をこれから考えていきたいと思っています。

それから、スクールサポーターの件ですが、スクールサポーターは学級担任ができない。

先ほどありましたように、学級を2つに分けるためには、例えば、中学校の場合ですと、2クラス1学級が40人という国の規定で決まっております。ですから、40人だと1クラス、41人だと2クラスになります。1人の差でそうなります。40人だと、1年生の場合だけです。40人だと多いので、1人講師が配置になります。それが80人であると2学級です。81人だと3学級になって、33人学級ができるというふうに、青森県ではこういう体制をとっております。

ところが、そうするため、町独自のそういう少人数学級にするためには、先ほど私から申し上げましたように、町の負担になります。加配と一口に言いますと、スクールサポーターと違いまして、朝から晩までのフルタイムの勤務になります。さらに、ボーナスも支給しなければなりませんので、町の負担は物すごく重くなりますので、現時点では町独自の加配は考えておりません。

ですから、そのかわりといっただけですが、きめ細かな指導ということでスクールサポーター980時間、1日にすれば4時間か5時間の勤務になりますが、現在、特別に支援を要する子供たちがふえておりますので、その対応に当たらせていただいているところです。

そして、最後の教員の負担の減少というところですが、これも県からの指摘がありまして、時間をしっかり管理しなさいということで、来年4月から、先生方にはタイムレコーダーを各学校に設置しまして、今、1月から施行しているんですけれども、時間をしっかり管理していくとこ

ろです。実際に、そういう時間ばかりでなくて、業務の内容を軽減化していかなければならないと思っておりますので、指導要録といまして、1年間の子供たちの行動、それから学習について結果をまとめる書類があるんですけれども、それも、何ていうんですか、今までは手書きだったんですけれども、電子化させたり、それから、通信簿も電子化させたり、そういう業務の内容をいかに効率化させていくか、今後とも考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） それでは、私のほうから子育てワンストップサービスに関する再質問につきましてご説明を申し上げます。

利用数が全くないという状況でございまして、議員おっしゃるとおり、PRの方法にもちょっと足りない部分があったのではないかなと考えております。ご提言がありましたPR方法などを参考に、これから進めてまいりたいと思います。

それで、私のほうから、マイナンバーカードの普及の状況につきまして、若干補足の説明をさせていただきます。

マイナンバーカードの発行が平成28年2月からスタートしてございまして、1年経過した平成29年1月には町内1,081件の交付取得がございました。それから、3年さらに経過してございますが、ことしの1月現在で1,681人ということで、最初1年間では1,000を超える方の取得がございましたが、それから3年間でわずかに170人だけの取得という状況でございまして、この辺もさまざまな申請に使えるのの普及が進んでいない要因かなと思ってございます。

町長の答弁にもございましたデジタル推進法がこのたび整備されました。行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律というものが、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律というふうに、法律の根本になります法律名まで改正されたということで、これから国民含めて、こういう行政の推進に情報技術を活用していこうという趣旨に変わりましたので、私ども南部町におきましても、この法律の趣旨にのっとり、今後さまざまなできる整備を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） それでは、私からは期日前投票についてご説明いたします。

まず、先ほど町長答弁にございましたが、約32%という数字でございますが、これは投票した方に占める期日前投票の利用者数ということでございますので、投票率ということではなくて、投票した方の中に占める率ということでご理解いただきたいと思います。

また、投票率の向上に寄与したのかというご質問でございますが、投票率の向上につきましては、やはりその選挙、選挙のその他の要因もございますので、単純に比較できるものではないというふうには当然考えておりますが、それでも、これまで期日前投票の事務をしているときに、3カ所でやっているわけですが、同じところ、ここでできないのか、あっちでできないのか、せっかく来たのにという声も大分聞かれました。また、その投票者の方によっては、やはり投票所というのが地域にあるわけなんですけれども、その投票所になかなか行けない。それはさまざまな理由があるかと存じますが、行けないので、期日前投票所のほうを利用したいという方もたくさんいらっしゃいます。そういう方々、期日が長いということもございますので、そのようなことから、こちらのほうでも、より期日前投票の利便性を高めることで、投票率の向上に寄与できるのではないかとということで導入したものでございますので、ある一定程度は投票率の向上に少しは寄与しているのではないかとというふうに考えております。今後はこれだけではなくて、やはり選挙ですので、先ほど来のお話と重複しますが、PR活動についても、投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 先ほど企画財政課長からも子育てワンストップサービスについて回答がございましたが、私のほうから。

子育てワンストップサービスにつきましては、その周知不足につきましては、議員ご指摘のとおり、どうしても否めないものでございます。

したがいまして、子育てワンストップサービスにつきましては、今後とも引き続き、広報あるいはホームページに引き続き掲載等々するほか、議員がおっしゃった、課内に子育てに関するさまざまな行事がございますので、健診を含めて、その際にはこのサービスの周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問ありませんか。工藤愛君。

○1番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

まず、学校の整備に関して、今後、教員の負担軽減に向けてさまざま取り組んでいかれるということで、大変希望の持てるご答弁をありがとうございました。

電子化ということですが、どんどん進めてほしい。また、南部町は既に2期制を取り入れていまして、これも教員にとっては大きな負担軽減になっているものと思います。ぜひ、継続していただいて、お願いいたします。また、保護者の間で普及しつつあるメール配信に関しても、どんどん進めていただいて、これが学校単独のかえって業務負担にならないような、文書は削減していくというような方向で統一して取り組んでいければいいのかなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

また、IT環境の整備に関して、最初のご答弁に関してさらにご質問をいたしますが、まず、町外出身者が当町の応募を決めた理由として、町の取り組みを知って、町の印象がよかったというお話ですが、もし、面接に立ち会われた方がいらっしゃいましたら、そこに具体的にどんなことを言っていたのかお知らせいただければと思います。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 町外出身者の応募理由ですが、まず、多くを占めるのは、やはり達者村事業という部分、そして農業観光、さまざまな観光施設が南部町にある。そして、地域資源を生かした交流に努めているというような、そのようなお話がございます。また、施設の利用ということでもお話がございまして、例えば、バーデハウスに来ました。子供のとき、親と一緒に来ましたとか、チェリリン村に来ましたとか、そういうときに南部町を見ていいなと思いましたというような、当然受験される方々ですので、大分南部町のことをお勉強されてきていらっしゃると思いますので、ホームページに掲載されているような、町がやっているというようなことは十分把握してきて、その事業について自分たちもぜひ一翼を担いたいというふうな、そのような形でのお話が多いというふうに私は感じております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） これで工藤愛君の質問を終わります。

3番、久保利樹君の質問を許します。久保利樹君。

（3番 久保利樹君 登壇）

○3番（久保利樹君） 第92回定例会において、質問の機会をいただきありがとうございます。

今定例会では、子育て支援と町内の観光・コミュニティー施設について、2つの質問をさせていただきます。

まず、子育て支援について質問させていただきます。

南部町は、これまでも子育てしやすい南部町を築いてまいりました。その内容は、小中学校の給食費の無償化、医療費の給付も18歳まで対象年齢を拡大したり、インフルエンザの予防接種の費用の助成などを行い、また、大学生等の奨学金の返済についてもUターンの猶予期間を設けるなど、子供の成長に合わせた、子育て世代の方々が暮らしやすい支援、環境を整えてまいりました。

町有地を分譲、販売しているチェリータウン桜場も購入世代や扶養人数、転入に対しての割引もあり、31区画が販売済みとなり、住居の建設が進んでおりますが、これも購入価格だけではなく、定住を考えたときに南部町の子育て環境に評価をいただいている結果ではないかと考えております。

南部町が独自の子育て支援に力を入れる中、国でも昨年10月から、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子供の利用料が無償化されましたが、その一方、ゼロ歳から2歳までの子供に関しては住民税非課税世帯だけが無償化されています。これは国の政策であります。住民税課税世帯であっても保育料の負担は子育て世代には大きな出費であると考えています。

昨年12月の第90回定例会において、このことについて松本啓吾議員が一般質問されました。その際、町長の答弁の中で、3歳未満の子供がいる住民税課税世帯への支援を検討するとのことでありましたが、その後の進展についてお伺いします。

続きまして、2つ目の質問になります。

南部町が保有している町内の観光・コミュニティー施設のことについてお伺いします。

現在、町内における観光・コミュニティー施設について、施設の劣化の状態について。

町内にはバーデハウスやチェリウスなど、農業観光の拠点や町民癒やしの施設があります。農業を基幹産業としている南部町ではありますが、農業観光で訪れたお客様に、農業観光以外の魅力を発信していく施設として重要な役割を担っていると思います。観光の拠点としているさまざまな施設を抱えているわけですが、観光客を迎える中で、町の所有する観光・コミュニティー施設も経年的な劣化が進んでいるのもご存じのとおりだと思います。

先般、バーデハウスのウオータースライダーの修繕工事が一転、内部の腐食状況に伴い、その危険性から撤去工事に変更になりました。見えない部分ではあったかと思いますが、当施設にあっては集客施設がなくなる大きな痛手になっていると思います。と同時に、南部町にとっても利用客のマイナスにつながることになると思います。

施設だけではなく、これからの南部町の観光やイベントを行う観光拠点、施設という部分において、充実した観光施設の整備が必要ではないでしょうか。バーデパークには、先般、国体の会場として利用していただいたアイスアリーナもあります。合宿で利用する県外の利用者も大事な顧客になっています。そういった方々や観光で訪れた方々に、再度南部町に訪れていただくためにも、観光・コミュニティー施設の維持管理が重要であると思い、2つ目の質問をさせていただきます。

町内の町所有施設の観光・コミュニティー施設の劣化の状態の調査は、どのように行っているかお伺いします。また、その結果に対して、対応はどのように行っているのかお伺いいたします。

以上、関係各位のご答弁をお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、久保利樹議員にお答え申し上げます。

第90回定例会の一般質問の答弁の中で、3歳未満の子供がいる住民税課税世帯への支援を検討するとのことでしたが、その後の進展についてについてお答え申し上げます。

保育料に関しまして、昨年10月から、3歳から5歳までの子供につきましては保育料が無償化され、ゼロ歳から2歳までにつきましては住民税非課税世帯の利用者が無償化となっているところでございます。このため、ゼロ歳から2歳までの住民税が課税されている世帯につきましては支援されていないという状態ですので、この部分につきまして、町としてどのような支援ができるか検討いたしましたところでございます。

ゼロ歳から2歳までの子供につきましては、住民税の課税・非課税世帯にかかわらず、令和2年度から紙おむつ、粉ミルクなどの子育て用品と引き換え可能なクーポン券を給付する子育て用品給付事業の実施を予定しております。この子育て用品給付事業の目的といたしましては、子育てに関する経済的負担の軽減と安心して子供を育てられる環境づくりを図ることとしており、所得制限は設けずに、生活保護受給者を除くゼロ歳から2歳までの子供の保護者に給付いたします。

給付方法及び給付額といたしましては、月額5,000円、1,000円を5枚分のクーポン券を対象者にお渡しし、対象者が町内の登録事業者から子育て用品を購入時に引きかえて使用することとしております。最大で年間6万円の支給を3年間受けられるようにしたいと考えております。

令和2年度のゼロ歳から2歳までの子供の数は約270人で、事業費といたしましては約1,800万円を見込んでおり、令和2年度当初予算に計上しているところでございます。

今後も南部町は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、子育てにやさしい南部町を目指してまいりたいと考えております。

次に、町内施設の劣化の状態についてお答え申し上げます。

まず、町内保有の観光・コミュニティー施設の劣化の状態の調査はどのように行っているのかについてお答え申し上げます。

町内保有の観光施設であるバーデパーク内のバーデハウスふくちは平成4年にオープンし、こととして28年目、ふくちアイスアリーナは平成5年のオープンから27年目、アヴァンセふくちは平成9年のオープンから23年目を迎え、いずれも老朽化が進行しており、毎年多額の修繕料が発生している状況であります。また、農林漁業体験実習館チェリウスは平成7年にオープンし、こととして25年目となることから、バーデパークと同様に、毎年幾つかの修繕を行っている状況であります。

施設の劣化状態の調査についてであります。バーデパーク、チェリウスとも、建築基準法に基づく建築物の調査及び検査を実施しております。毎年行っている通常の検査は、換気、排煙、非常用照明のほか、防火設備とエレベーターで、建物の基礎や外壁、屋根や屋上、耐火性能などの調査は3年に1回行っておりますが、建物内部の詳細な調査は実施していない状況になっております。

次に、ふれあい交流プラザについてですが、平成4年から供用を開始し、現在27年を経過した鉄筋コンクリート造の建物で、用途は集会所と会議室に分類され、その客席部分の床面積が200平方メートルを超えることから、建築基準法の調査及び検査の対象物件となっており、毎年実施

しております。

次に、総合保健福祉センターゆとりあについてですが、平成12年の建築で19年経過しており、基礎構造は鉄筋コンクリート造で耐用年数は50年となっている施設で、建築基準法の規定により調査及び検査を行っております。当該施設は、学童保育や高齢者の入浴のほか、会議や集会などに利用するため町民に開放しており、土曜日、日曜日、祝日を除き、臨時職員が常勤して維持管理を行っております。

次に、社会教育課所管のコミュニティー施設についてお答え申し上げます。

現在、社会教育課では、公民館を3施設、名川B＆G海洋センターや町民体育館などの体育施設を6施設、町民ホールや伝承館などの文化施設4施設を管理しており、建築基準法に基づく調査及び検査を実施している施設もありますが、その対象になっていない施設についても、消防用設備や電気設備などについて、業者委託により点検を実施しているところであります。

また、耐震改修促進法の制定及び改正に伴い、耐震診断の対象となった昭和56年以前に建築された施設である福地公民館、剣吉公民館、町民体育館は、耐震化が必要と診断されたことから、平成22年度から平成27年度にかけて、不良箇所の改修を含め、耐震化工事を実施しております。

このように、老朽化などに伴う大規模改修につきましては、管理施設が多数あるため、劣化の程度、緊急性の順位を検討し、順次進めております。

その結果に対しての対応はどのようになっているのかについてであります。バーデパークにおいては、非常用照明の不都合が指摘されたことから、令和2年度で修繕する予定としておりますが、今後は、建物内部の詳細な調査を含めて、全体的な調査及び検査を実施してまいりたいと考えております。

また、全ての施設において、日常業務の中で職員の目視による外観確認と、利用者からの情報提供などによる不都合などについては、小破修繕として、随時対応している状況であります。

今後も利用者の安全確保と利便性の向上を図るため、施設の点検を継続し、速やかな対応を最優先に、安全な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（夏堀文孝君） 再質問ありませんか。久保利樹君。

○3番（久保利樹君） ご答弁いただきましてありがとうございました。

ゼロ歳から2歳の子供がいる家庭には、まず課税・非課税にかかわらず引きかえ券を月額5,000円、年間6万円ということで、早急な決断で対応していただきありがとうございます。これ本当

に、ゼロ歳から2歳児のお子さんがいらっしゃる家庭には本当に大きな助成になると思いますし、また、これからも南部町を子育てしやすい町ということで、またPRできていくのではないかと考えておりました。

先ほど町長の答弁の中で、紙おむつと粉ミルク等ということでありましたが、登録業者さんから購入ということで、例えば、ゼロ歳から2歳になっていく中では離乳食になったり、医療品も当然小まめにかえなければならないということになるんですけれども、これは限定、紙おむつ、粉ミルク限定ではなく、さまざまな用品に使用できるかについて、こちらの部分、再質問させていただきます。

2つ目が、町内の観光施設・コミュニティー施設の劣化の部分についてですが、やはり、もちろん建築基準法の範囲で当然調査はされているかとは思いますが。

今回、バーデのウオータースライダーの撤去工事ということで、やはり見えない部分、特にバーデパークはプールがあったり、温泉があったり、水回りがどうしても多いものですから、腐食による劣化というのもあるかと思えますけれども、観光という部分でバーデパークの部分考えていきますと、やはりウオータースライダーが大きな、子供たちの遊び場であったり、前回、おとしですか、昨年ですか、暖房の送風機が故障してプール内が非常に寒いという時期もありました。やはり何うと、寒かったり、ウオータースライダーが使えない期間というのは、どうしても客足も伸びないということで、お風呂に行かれている部分は固定客の方々という部分では私は認識しているんですが、そのプールの部分です。バーデゾーンの部分において、やはりウオータースライダーや送風機、施設の充実さが大変やっぱり客足に影響しているなというのは今回実感しました。

先ほど町長の答弁の中でも、調査等を進めていくということでありましたが、調査進めていった場合に、もう恐らく金額に関していうとかなり莫大な金額になっていくんですが、町として、これからバーデパークを保っていくために、ある程度大規模な補修も必要なのではないかなと考えています。その部分について、調査が終わっているわけではないので、予測になってしまうので、答弁、もし、できる範囲で構わないのでお願いいたします。

あと、隣接しているアイスアリーナです。製氷機は今フロンガスで使用しています。国体も先般行われ、近隣でいうと、南部山のアイスアリーナさんはもう3月で営業停止するということで、ふくちアイスアリーナのフロンガス、在庫がどの程度あるのか。あと見込みで何年ぐらいはそのガスで運営できるかというのを質問させていただきます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） まず、ただいまのご質問の最初のほうの子育て給付事業の対象となる用品といたしますか、どのようなものがあるかということで、粉ミルク、それから紙おむつのほかに、まだ決定ではございませんが、想定しているものが、授乳関係用品として哺乳瓶とか哺乳瓶用の消毒剤等々、それから、おむつ関連用品としては紙おむつのほかに布おむつ、おむつカバー、おしり拭き等々です。このほかに離乳食関連用品として、当然離乳食あるいは食器、保存ケース等々、それから、このほかの歯科口腔用品も想定してまして、乳児用の歯ブラシとか歯磨き粉等々を想定してございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） バーデパークの故障箇所につきましてですが、バーデパークを運営している公社の職員が通常確認しておりまして、大体全体で70カ所ぐらいの修繕箇所が必要だというふうな報告は受けております。

ただ、その中でやはり緊急性があるものとして、前回の議員全員協議会でご報告しました浄化槽につきまして、流入部分は今現在直しております。新年度予算のほうで、その後半部分のほうを修繕をかけたいというふうに予算計上しております。やはり、浄化槽がパンクしますと運営自体ができなくなりますので、そういう緊急性が高いものから今まではずっとやってきたということです。

ただ、先ほど議員さんがおっしゃったように、全体的なものを考えて長い目で見るとなると、やはりまだまだ修繕しなきゃならない箇所があります。その辺をまた、先ほども町長が申したとおり、詳細な調査を行って、やはり一回に全部というわけにはいかないと思いますので、その緊急性が高いものから順次直していきたいなと考えています。

それと、スライダーに関しましても、今現在撤去作業中と。撤去後はどうするかというのも全協で話ししたとおり、ちょっと検討させていただいて、やはりそれにかわるものが必要だとなれば、設置はしていきたいなとは考えています。

最後に、アイスアリーナのフロンガス問題ですけれども、法律によって、ことし1月1日に販

売が中止されました。事前に、今後のアイスアリーナを利用するというのが令和7年までもう入ってきて、予約が入ってございます。それを勘案しまして、現在の使用量で換算すると、あと15年は運営できるように在庫は確保している状況です。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問ありませんか。久保利樹君。

○3番（久保利樹君） ご答弁いただきましてありがとうございました。

バーデハウスの予定は、やはり私も監事という立場で議会のほうから伺わせていただいて、いろいろな話をしているんですけども、やはり修繕する箇所がかなり多い。今の中でも70カ所ということでした。調査した場合に、やはり健康増進施設でもありますし、町観光施設でもありますし、大きな修繕が行われる場合は、どうしても休業ということもあり得なくもない話ではあると思うんですけども、やはり来る方はお客様ですので、やはり見た目、使用感、やっぱり充実度を求めてくると思います。ここは調査をした中で、休業も含め、考えながら大きな修繕ということは、可能性はあるのでしょうか。私の今いっているイメージでは、もう本当に大規模なリニューアルをしたほうがいいのではないかなと考えております。それに対して、もし、ご答弁がありましたらお願いします。

ゼロ歳から2歳児の支援の部分にしましては、まず来年度から予算のほうもついているということで、実際に現場のほうで保護者の方々に使用していただきながら、その利便性、範囲等、吸い上げていただいて、使いやすい支援になっていただければと思います。

私からは以上です。

○議長（夏堀文孝君） 答弁必要ですか。いいですか。

これで久保利樹君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

（午後0時04分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩を解きまして会議を再開します。

（午後1時00分）

○議長（夏堀文孝君） 7番、西野耕太郎君の質問を許します。西野耕太郎君。

（7番 西野耕太郎君 登壇）

○7番（西野耕太郎君） 第92回議会定例会において、一般質問の機会をいただきありがとうございます。

早速ですが、一般質問に入らせていただきます。

今回は2つの項目について質問いたします。

まず1つ目は、人口定住対策についてであります。

人口定住対策、さらには町有地の有効利用として実施した剣吉中学校跡地のチェリータウン桜場は、40区画の整備に31区画が販売され、好評を得ております。町長の政策として、引き続き第2弾、第3弾を行うべきと思いますが、町長の考えをお伺いします。

次に、当町におけるプログラミング教育の実施体制についてお伺いいたします。

今年度から文部科学省は学習指導要領の改定を行い、小学校、中学校、高校のプログラミング教育を充実することとなるようです。中でも、小学校プログラミング教育が必修となりました。小学校のプログラミング教育については、各小学校の実情に応じた教育を行うようになるようですが、町内の各小学校はプログラミング教育について実施体制は整っているのかお伺いいたします。

また、教育委員会の教師、教材の整備や体制は整っているのかお伺いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、西野耕太郎議員にお答え申し上げます。

まず、人口定住対策についての第2弾、第3弾宅地分譲の考えについてのご質問であります。西野耕太郎議員ご案内のとおり、剣吉中学校跡地に宅地造成し、昨年から分譲販売しているチェリータウン桜場は、本年2月末現在、40区画のうち31区画の申し込みをいただいております。申し込みをいただいている入居予定者の合計は31世帯113人で、このうち町外からの転入予定者は20世帯64人と、人口減少対策の一端を担う事業となっております。

このことから、第2弾以降の宅地分譲事業についても、町の最重要課題である人口減少対策を推進していく上で非常に重要な事業であると考えておりますので、今後も引き続き、進めてまいりたいと思います。

具体的には杉沢地区に、あけぼの団地、第2あけぼの団地に続く、第3あけぼの団地として、新たな宅地分譲地の候補地選定や概算事業費の算出などのための調査計画業務費を当初予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、当町におけるプログラミング教育の実施体制についてでございますが、この件につきましては教育委員会のほうから答弁をいたします。

○議長（夏堀文孝君） 教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） 次に、当町におけるプログラミング教育の実施体制についてお答え申し上げます。

まず、小学校においてプログラミング教育が実施されることとなった背景から申し上げます。

人々の生活のさまざまな場面で活用されているコンピュータを理解し、上手に活用していく力を身につけることは、これからの社会を生きていく子供たちにとって極めて重要なこととなっています。生活がデジタル化し、AIなどの新たな技術が生まれる中で、コンピュータを受け身ではなく積極的に活用する力やプログラミング的思考力、つまり論理的思考力が今の子供たちには求められています。このような社会情勢を背景に、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を充実させていくことが求められることから、平成30年度、令和元年度の2年間の移行期間を経て、令和2年度から完全実施となる小学校の学習指導要領で導入されるものであります。

さて、町内小学校のプログラミング教育の実施体制ですが、今年度からの2カ年で、青森県教育委員会ではICT教育推進事業が実施されています。この事業の中に、小学校プログラミング教育の普及啓発を図るための小学校プログラミング教育普及啓発事業があり、小学校教員を対象とした研修が行われております。青森県総合学校教育センターでは、プログラミング教育を行う上での授業の進め方や教員一人一人のスキルアップを図ることを目的に、夏季休業や冬季休業を利用した研修も行われております。これらの研修は全ての教員が受講しているわけではありませんが、受講した教員がそれぞれの学校に持ち帰り、教員間での情報共有や研究協議を行うことで、順調に体制は整いつつあると考えております。教員側にとっても初めてのことであり、手探りの

状況であるかと思しますので、実際に授業を行いながらスキルアップを図っていく必要があると考えております。

次に教育委員会の教師、教材の整備や体制は整っているのかについてお答え申し上げます。

プログラミング教育については、プログラミング的思考力、つまり論理的思考力を身につけることを目的としており、さまざまな教科、学年、単元で取り入れ、各学校の創意工夫により積極的に取り組むことができるよう、また、何よりも児童が、より楽しく興味を持って、さらには意欲的に取り組めるよう、有償、無償を問わず、さまざまなソフトウェアが提供されております。

教材の整備につきましては、令和２年度が実施初年度であること、また、各学校がある程度自由にソフトウェアの購入を行えるよう、令和２年度当初予算に計上しているところでございます。

以上であります。

○議長（夏堀文孝君） 再質問ありませんか。西野耕太郎君。

○7番（西野耕太郎君） 町長と教育長、答弁ありがとうございました。

再質問ということであつたんですけれども、今回、政府はコロナウイルスの集団感染を防ぐため、小中学校の休校を要請して認められ、当町もきょうから休校しているわけなんですけれども、教育委員会はこれに対して、学童保育、それから卒業式、終業式等がこれからあるわけですので、大変忙しいと思いますので、質問は差し控えます。

○議長（夏堀文孝君） これで西野耕太郎君の質問を終わります。

次に、4番、夏堀嘉一郎君の質問を許します。夏堀嘉一郎君。

（4番 夏堀嘉一郎君 登壇）

○4番（夏堀嘉一郎君） 最後の質問となりました。どうぞ皆様よろしく願いいたします。

それでは、通告しております3件について質問いたしたいと思います。

1つ目といたしまして、健康増進公社バーデパークについてであります。

ふくちアイスアリーナの製氷問題や、議員全員協議会で議論されたウオータースライダー解体などの実情を踏まえ、健康宣言を掲げた当町としての今後の取り組み、かかわり方について伺いたしたいと思います。

村民の健康づくりを目的に旧福地村時代にオープンしたバーデパークは、その村民だけにとどまらず、村外からの利用者にも親しまれ、福地村のシンボルとして活躍してきました。建設を推し進めた当時の村長である故夏堀市太郎氏は、当時から、病気にならないようにするための施設にすると、現在、日本中で提唱されている健康寿命の先駆者的な発想をもとに進められてきたという事実関係も町民から伺っております。

しかしながら、先日、その町民や施設利用者から不安になる話を耳にすることになりました。

ウオータースライダーの休止期間が予想以上に長く、夏休みなどの繁忙期をみすみす逃してしまっていることや、それに伴う利用者離れに危機感を覚える。ふくちアイスアリーナの製氷のためのガスを今後購入することができなくなるようだが、そのガス対策をせずに莫大な施設改修費の問題を理由にしてアイスアリーナを閉館させてしまうのではないか。長期にわたって活躍した職員が最近大量にやめていることに危機感を覚える。

以上、耳を疑ってしまうような声があちらこちらで上がっており、ついには、パーク内の施設を一つ一つ順になくして、行く行くはバーデパーク自体が完全になくなるみたいだとのうわさまでもが広まっている事実も受けとめなくてはなりません。

また、このウオータースライダーの件は、先般開催された議員全員協議会の中で議論されましたが、そのとき、同僚議員から、町としてのシンボリックなもの。子供の遊び場としての需要が大きい。今後10年、20年と活用するためにきちんとした維持修繕が必要だという意見が上がったり、また、職員から、例年約3万人のウオータースライダーの年間利用者数も、休止期間を挟んだ年間の利用者数になると約2万人弱まで落ち込んだという説明も受けました。この会議で明らかになった利用者の落ち込みと、先述で上げた町民の不安感を一日も早く払拭しなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

そしてまた、バーデパークは開館当初とは違い、現在はバーデパークの大きな定義であった健康づくりという側面よりも、観光という側面をメインにして運営されているように感じますが、いかがでしょうか。

私は、短命県を返上しようとさまざまな対策を講じている青森県と、より一層連携しながら進めていくことが、結果的に南部町民の健康と生命を守っていくことにつながるものと思いますし、当町はその対策の大きな起爆剤となり得るバーデパークを抱えており、また、県全体で取り組んでいる対策の中心的な施設にもなり得るものと考えます。

町長を初め、地元の県議や町議会議員、学識経験者などを交え、健康についていま一度勉強して、県内唯一のモデルケースにすることができれば、短命県返上に貢献することになると思いま

すし、そしてまた、そのモデルケースを南部町の観光にすることも可能になると考えますが、健康宣言を掲げた当町としての今後の取り組みを伺います。

2つ目といたします。

町内建設業者及び建設関連業者の育成についてであります。

想定外の自然災害時に、町民の安心安全のために最前線で復旧や救援活動をしている町内業者を、町としては今後も育成をしていくことが必然であり、その健全な事業運営のためには公正な入札制度もまた必然になると思いますが、これらを踏まえまして質問いたします。

我が国では、近年異常気象による未曾有の自然災害が頻発し、多くのとうとい人命や財産が奪われている現状にあります。もし、当地方でも異常気象による未曾有の大災害が発生した場合、最優先は人命を守ることはもちろんであります、インフラの復旧作業も早急な対応が迫られてくると思います。未曾有の災害時には、自衛隊には派遣要請を行っている等の報道もありますが、その派遣は人命救助活動が最優先となり、被害減少を図る応急復旧工事に当たるのは町内建設業者となります。万が一にも想像を絶する異常気象が発生した場合でも、被害を拡大させないため、早急に応急対応できる町内建設業者及び建設関連業者の健全な事業運営に努めていただきたいと願うところでございます。

以上のことを踏まえますと、会社を維持するための経費や、作業に対する安全教育、安全対策経費、安全設備や休暇、適正な賃金や社会保険等々、必要経費が確保できる適正価格での競争入札による受注が必要ではないかと考えます。数少ない公共工事を、利益を度外視したような競争入札により受注している業者があるように見受けられますし、このような業者は、作業員の安全教育や対策がおろそかになって、死亡事故、作業員のけがや体調不良を発生させた現場もあると記憶しております。

また、先般の臨時議会において町長から提出された議案「仮契約状態の業者の契約締結の承認」に対し、与党議員と呼ばれている方々が、どういう理由からか、その議案だけは野党議員化し、否決させ、再入札には町内の建設業者は指名されず、みすみす町外の業者と契約した工事もあったように記憶しております。

では、その町外の業者は、仮に大災害が発生した場合に、当町の応急復旧に対応していただけるでしょうか。未曾有の大災害となれば町単独だけの被害にとどまらず、その業者のある町も大災害となり、必然的に対応に追われ、ほかの町まで手が回らない状況が容易に想像できます。すなわち、応急復旧作業を担うのは、町内建設業者や建設関連業者であるということです。

以上のことから、いつ発生するかわからない自然災害に備えた対応を常日ごろから講じておく

ことが必要であると思いますし、町民の安全安心を最優先に考えておられる町長初め、町議会議員の皆様に、いま一度、町内建設業者及び建設関連業者の健全な事業運営を進めるための、数少ない地元公共事業の公正な発注及び健全な受注のあり方について考えていただきたいと思います。

次に、町内建設業者社長のご子息や身内が、一般及び指名競争入札の積算を担っている部署の職員として配属されている件について、私個人としては非常に違和感を感じます。幾ら公務員が仕事上で知り得た情報の守秘義務があるとはいえ、親子、身内の間であり、もし、入札に指名参加されているのであれば、世間一般の見方として公正な競争入札とは言いがたいと私は考えます。

直接、積算業務を担当していなくても、積算を行うパソコンが部署に設置してあれば、設計価格は容易にわかると思います。これらは決して職員に対する不信感ということではなく、配属されたその体制に問題があると私は思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

また、社会保険加入ということも公正な入札につながります。国や県では、一部を除く建設会社に対して、社会保険加入はもちろんのこと、それに加入していない業者に下請をさせてはいけないことになっています。

しかしながら、町内の業者には、社員の一部のものだけにしか加入させていない業者や、ある季節になると一時的に加入をさせない業者などがいるようです。このように法に抵触しているような業者を健全化させて、全ての業者と対等にすることができれば、社会保険加入が公正な入札の証明になると考えます。一般的見地から見ても、南部町は公正な入札が行われていると思われるように、一般及び指名競争入札を進めていただきたいと思います。

以上、長々と申し上げましたが、町長からの次の質問についての答弁をお願いいたします。

(1) 番、想定外の大災害が発生した場合に、被害を最小限にするための応急工事対応をどのように考えているか。

(2) 番、町の公共工事発注及び契約の考え方や社会保険の加入について。

(3) 番、一般及び指名競争入札を行う工事で、パソコンの積算プログラムを使用して直接積算業務にかかわる職員と、その職員の親族会社の指名のあり方について。また、その職員が配置された年度から今までの親族会社の指名件数及び契約の有無と件数について。あった場合は受注時の予定価格と契約金額について、お願いいたします。

3つ目であります。

学校統廃合の厳正なる進め方についてであります。

(1) 番、検討委員会が発足され、会議が進められているようですが、どのようにして人選をされたのか。また、その委員会の権限を伺います。

先日、教育民生常任委員の方から、1回目の検討委員会が開催されたみたいだ。メンバーも決まっているよだということを伺いました。常任委員が検討委員会の会議の報告を受けるような形になっていましたので、検討委員会にはどのような権限が与えられているのか伺いたいと思います。そして、人選はどのようにされたのかも伺います。

また、今後の教育民生常任委員会と検討委員会のかかわり方や、どちらかが先導する体制で進めていくことになるのかを伺いたいと思います。

(2) 番、統合庁舎問題と同様に、とてもシビアな問題であることから、町民からの直接的な意見を聞くことが必須であると考えますが、その意見を吸い上げる機会があるかどうか。また、その機会があるのであれば、どのような方法で進めていくのか、具体的に伺います。

連日、地方紙に、新郷村の小中学校統合の記事が掲載されていますが、村に対して要望書を提出したPTA側のその要望内容に、私は注視しておりました。保護者側の情報が不足していることから意見交換会の開催を求めているという内容の部分です。これは、統合庁舎建設の議論の際に、私が何度も申し上げた内容と同じであります。シビアな問題であり、町民がデリケートになってしまうことから、多分な回数の住民説明会の必要性を強く訴えてきたつもりです。しかしながら、会議ごとに、今はまだ白紙の状態であると参加者に言うことだけで、気がつけば、住民説明会も満足に開催されないまま建設を決めてしまいました。今後は、その町民の残念な気持ちと懸念点を抱かせないように、極めて慎重に進めていただきたいと私は思うわけでございます。

そのためにも、新郷村の要望書の内容のように、意見交換会のような町民の直接的な意見を聞くことも必要であると考えますし、町民からの意見を吸い上げる機会をたくさんつくることや、その機会をより具体的な方法で進めていくことが必要であると考えますが、町としての見解を伺います。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀嘉一郎議員に、私とその後副町長、また教育委員会のほうから答弁をいたしたいと思います。

まず初めに、健康増進公社バーデパークについてお答え申し上げます。

ふくちアイスアリーナの製氷問題や議員全員協議会で議論されたウオータースライダー解体などの実情を踏まえ、健康宣言を掲げた当町としての今後の取り組み、かかわり方についてお答え申し上げます。

ふくちアイスアリーナの製氷問題についてであります。現在、アイスアリーナにおいて製氷をするための冷却設備にはフロンガスが必要とされております。平成27年4月に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律により、フロンガスの生産が令和2年1月1日から中止となりましたが、本年12月には第93回日本学生氷上競技選手権大会が、令和4年1月には第71回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会が、令和7年1月には第80回国民スポーツ大会冬期大会が、アイスアリーナを会場として開催される予定となっていることから、平成30年度に冷却設備エンジンの分解整備を、令和元年度には冷却設備の修繕を行い、それに合わせてフロンガスを購入するなど、今後も継続して運営できるよう対応しているところであります。

また、ウオータースライダーの解体につきましては、1月29日に開催されました議員全員協議会でご報告申し上げたとおり、5月31日までを工期として実施しております。

健康宣言を掲げた当町としての今後の取り組み、かかわり方についてであります。健康増進のため、町が健康増進公社に委託して実施している事業や、メタボすっきり解消教室やからだ元気教室、高齢者水中運動教室などがあります。

なお、2階のトレーニングルームの利用者が毎年微増となってきたことから、来館者の健康増進につながるため、平成28年度には4種類の運動器具を購入済みであり、令和2年度には、さらに7種類の運動器具を導入したいと考えております。

なお、先ほどいろいろな情報があるというお話がありましたが、まずは、議員には正しい情報をみずからも発信していただきたい。バーデがなくなる、そういう話は行政側から一切出たことはありません。修繕して直しております。議員だったら、そういった間違った情報はみずからも違うぞと、そういうことをぜひ発信していただきたいと思います。

また、午前中申し上げましたが、バーデウオータースライダー等に関しましては、今後調査検討をするというふうに答弁をしているわけでございます。いずれが、同じウオータースライダーがいいのか、それとも、また違う何かを考えるべきなのかも含めて、調査検討するというところでございますので、くれぐれも間違った情報を、議員みずから発信はないようお願いをいたします。

次に、町内建設業者及び建設関連業者の育成についてお答え申し上げます。

まず、想定外の大災害が発生した場合には、被害を最小限にするための応急工事対応をどのように考えるかについてであります。災害時の対応としましては、災害対策基本法の規定により、南部町の地域及び住民の生命、身体及び財産を風水害などの災害から保護し、被害を軽減して、郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とした南部町地域防災計画に基づいて対応することになります。

一例を申し上げますと、災害発生により、土砂などが住家または道路などに堆積した場合には、みずからの組織、要員、資機材を用いるほか、土木建築事業者などの協力を得て、速やかに行うこととしており、町内の32業者と災害時における応急対策業務に関する協定書を締結し、協力体制を確保しているところでございます。

この後の部分については副町長から答弁をさせますが、議員からはいろいろ、先般の公民館解体の否決の問題等もありました。逆に、私は、今、議員の質問を聞いていますと、一部の業者を、否決された業者を、逆に議員何かかばっているような質問に受け取れます。議員はまさに公正であるべき。1つの業者を特定するような、擁護するようなことは、やはりあってはならない。それがまさしく公正な入札制度になっていくと思ってございます。いろんな部分で、その点については議員もやはり親族、そういう関係にある場合であるわけでございますので、町としては、そういうことがないようにしっかりと職員には徹底して、誤解を招かないようなという指示をしているところでございます。

○議長（夏堀文孝君） 副町長。

（副町長 佐々木俊昭君 登壇）

○副町長（佐々木俊昭君） それでは、議員ご質問の町の公共工事発注及び契約の考え方や社会保険加入についてであります。公共工事の発注及び契約につきまして、町内業者で施工可能な工事は、町内業者の育成に配慮し、条件つき一般競争入札及び指名競争入札による契約を主としてございます。

また、社会保険の加入につきましては、入札参加資格審査の際に加入状況を確認しているところであります。

次に、直接、積算業務にかかわる職員と、その親族会社の指名のあり方についてであります。全ての職員には公務員としての守秘義務があり、親、兄弟、友人など、いかなる関係であっても

同様でありますので、南部町建設業者選定規程に基づき、適切な指名を行っているところであります。

また、ご質問の中にある親族とは、民法上では、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族と定められているものでありますが、親族か否かの情報は個人に関する情報であり、町が把握しているものではありませんので、お答えすることはできません。

以上であります。

○議長（夏堀文孝君） 教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） 次に、厳正たる学校統廃合の進め方について検討委員会委員がどのようにして人選されたのか、また、その委員会の権限についてのご質問であります。委員には、学識経験を有する方2名、各地区の保護者の代表7名、関係団体の代表3名は、それぞれに識見豊かな方々を選出していただき、全12名の方に令和2年1月31日に検討委員会委員を委嘱しました。

その検討委員会の権限についてであります。南部町学校統廃合検討委員会設置要綱で定めます職務といたしましては、児童生徒を取り巻く状況や地域の実情などをもとに、学校の統廃合に関する具体的な方策について検討し、教育長に提言することとなっております。

次に、町民からの意見を吸い上げる機会があるのかどうかについてですが、検討委員会では具体的な方策を検討したものについて、町民の皆様には、南部地区、名川地区、福地地区、杉沢地区において、地域の皆様からご意見をいただく機会を持つ説明会を令和2年度中に開催する予定となっております。先ほど、工藤愛議員からありましたように、周知の方法を工夫し、多くの町民の方にお集まりいただき、町民の皆様のご意見をお聞きし、検討委員会としての最終意見をまとめたいと考えております。

以上であります。

○議長（夏堀文孝君） 再質問ありませんか。夏堀嘉一郎君。

○4番（夏堀嘉一郎君） 1点目のバーデパークについてでございますけれども、健康寿命ということで、たしかなんですが、弘前大学の教授さんが来町してセミナーを開いた、そういったこ

とがあったと思います。その健康寿命の内容も、バーデパークを中心にしてやっていけば健康寿命につながるのではないのかなと、私個人的に思ったものですから、きょう、こういうふうな質問をさせていただきました。ですので、健康寿命を確保していくためには、バーデパークというものが必要であると思いますし、町としてはそういうふうな考え方があるのかどうか。

そしてまた、健康づくりといった側面と観光という側面、これ、どちらに重きを置いて運営されているのか。どちらもメインだといえればそれまでなのでしょうけれども、どちらに重きを置いているのかということを質問いたします。

あと2番です。社会保険の加入しているかどうか確認しているということでしたけれども、加入していない場合は、どういう対応なのかということです。

あと、職員配属の体制についてでございますけれども、この質問は、町民から催促されて、私もおかしいと思いましたけれども、町民からもおかしいという意見があったので質問させていただきました。回答は、個人情報として答えられないというような回答かもしれませんが、そのように町民のほうにもお伝えしたいと思います。

また、先ほど町長のほうから、間違った情報をこの場で発言するなというふうなお話がありましたけれども、私は、間違っているのかどうかわからない町民の声であったものですから、この場で質問いたしました。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 副町長。

○副町長（佐々木俊昭君） まず、社会保険についてでございます。

加入していなければどうなるかということでございますけれども、入札参加資格審査申請書の必要書類の中で、経営事項審査結果通知書、詳しくは経営規模等評価結果通知書・総合評点値通知書というものが、議員ご存じだと思います。その通知書については、県知事の押印がなされた写しをもって確認しているということになります。また、提出時には、申請に伴う必要書類については、相違のないことの誓約書または反した場合の指名停止等の処分になることに不服を申し立てないことの同意書も添付提出させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） バードハウスに関しましてですが、まず、建設当初、健康増進を目的ということで建設された施設ではございますが、施設を管理している公社は、独立採算制というのがスタートからの基本になります。当然、健康増進だけでは管理運営というのはなかなか難しいために、観光を行って、その収益によって運営しているという当初からの目的のまま、今までもずっときていますので、観光が主体になりますが、その中で健康増進も当然やっていかなければならないとは考えています。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問ありませんか。大丈夫ですか。
これで夏堀嘉一郎君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。
なお、3月3日は午前10時から本会議を再開いたします。
本日はこれで散会いたします。

（午後1時37分）

令和 2 年 3 月 3 日（火曜日）

第 9 2 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第92回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年3月3日（火）午前10時開議

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第1 | 議案第6号 | 令和2年度南部町一般会計予算 |
| 第2 | 議案第7号 | 令和2年度南部町学校給食センター特別会計予算 |
| 第3 | 議案第8号 | 令和2年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算 |
| 第4 | 議案第9号 | 令和2年度南部町国民健康保険特別会計予算 |
| 第5 | 議案第10号 | 令和2年度南部町介護保険特別会計予算 |
| 第6 | 議案第11号 | 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第7 | 議案第12号 | 令和2年度南部町病院事業会計予算 |
| 第8 | 議案第13号 | 令和2年度南部町公共下水道事業特別会計予算 |
| 第9 | 議案第14号 | 令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 第10 | 議案第15号 | 令和2年度南部町営地方卸売市場特別会計予算 |
| 第11 | 議案第16号 | 令和2年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算 |
| 第12 | 議案第17号 | 令和2年度南部町大字平財産区特別会計予算 |
| 第13 | 議案第18号 | 令和2年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算 |
| 第14 | 議案第19号 | 令和2年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算 |
| 第15 | 議案第20号 | 令和2年度南部町大平財産区特別会計予算 |
| 第16 | 議案第21号 | 令和2年度南部町名久井岳財産区特別会計予算 |
| 第17 | 議案第22号 | 南部町森林環境整備基金条例の制定について |
| 第18 | 議案第23号 | 南部町国際交流センター条例の制定について |
| 第19 | 議案第24号 | 南部町シェアサイクルの設置及び管理に関する条例の制定について |
| 第20 | 議案第25号 | 南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第21 | 議案第26号 | 南部町固定資産評価審査委員会条例及び南部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第22 | 議案第27号 | 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第23 | 議案第28号 | 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第24 | 議案第29号 | 南部町医師住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |

- 第25 議案第30号 南部町公共下水道条例及び南部町団地排水施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第31号 南部町観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第32号 南部町営住宅条例及び南部町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第33号 町道の路線認定について
- 第29 議案第34号 指定管理者の指定について（森越公民館）
- 第30 議案第35号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第31 議案第36号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 第32 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	工 藤 愛 君	2 番	松 本 啓 吾 君
3 番	久 保 利 樹 君	4 番	夏 堀 嘉一郎 君
5 番	坂 本 典 男 君	6 番	滝 田 勉 君
7 番	西 野 耕太郎 君	8 番	山 田 賢 司 君
9 番	八木田 憲 司 君	10番	中 舘 文 雄 君
11番	工 藤 正 孝 君	12番	夏 堀 文 孝 君
13番	沼 畑 俊 一 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 佐々木 俊 昭 君

総務課長	久保田 敏彦 君	企画財政課長	金 野 貢 君
交流推進課長	松 原 浩紀 君	税 務 課 長	下井田 耕 一 君
住民生活課長	岩 間 雅之 君	健康福祉課長	福 田 勉 君
農林課長補佐	庭 田 貴之 君	商工観光課長	中 里 司 君
建設課長	松 橋 悟 君	会計管理者	野 月 正治 君
医療センター事務長	佐々木 大 君	老健なんぶ事務長	藤 嶋 健悦 君
市 場 長	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力也 君
学 務 課 長	中 村 貞雄 君	社会教育課長	佐々木 高 弘 君
農業委員会事務局長	夏 堀 勝徳 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	夏 坂 由美子	班 長	小 林 京 子
主 査	坂 本 裕 昭		

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第92回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第6号から議案第21号の上程、委員会付託

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、議案第6号から日程第16、議案第21号までの令和2年度南部町各会計予算16件については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました議案16件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第6号から議案第21号までの議案16件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。

委員長及び副委員長を互選するための予算特別委員会をこの席から口頭をもって招集します。本日、本会議終了後、この議場において開催しますのでご了承願います。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第17、議案第22号「南部町森林環境整備基金条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。農林課長補佐。

○農林課長補佐（庭田貴之君） おはようございます。農林課長補佐、庭田といいます。

本日、東野農林課長は、ご母堂のご逝去により出席ができませんでしたので、かわりに私が代理でご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明資料の1ページをお開き願います。

議案第22号「南部町森林環境整備基金条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、今年度から譲与される森林環境譲与税を基金として積み立て、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、南部町森林環境整備基金条例を制定するものであります。

内容でございますが、（１）設置目的を初め、（２）積み立て額から（５）振りかえ運用は、基金の管理、運用方法を定めるもので、資料のとおりとなっております。また、（６）基金の活用につきましては、森林の整備及びその促進に関する施策に限り、その財源として基金の全部または一部を取り崩して活用すると定めるものであります。

施行日は、公布の日からです。

なお、森林環境譲与税の配分見込み額ですが、令和元年度を初年度として、森林環境税が付加される満額譲与となる令和6年度まで、段階的に増額される予定となっております。令和元年度は約660万円、令和2年度から3年度はそれぞれ約1,200万円、令和4年度から5年度はそれぞれ1,600万円、令和6年度からは満額の約2,200万円が見込まれております。

また、森林環境譲与税の活用可能事業ですが、森林経営管理事業に係る意向調査の準備作業や以下の事業など、地域の実情に応じて幅広く活用できるものとされておりますが、国の方針といたしましては、新規事業への活用が好ましいとされており、補助事業が活用可能な場合や既存の事業への充当は好ましくないとされております。

以上で議案第22号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第18、議案第23号「南部町国際交流センター条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。交流推進課長。

○交流推進課長(松原浩紀君) 説明資料の2ページをお開き願います。

議案第23号「南部町国際交流センター条例の制定について」をご説明申し上げます。

趣旨でございますが、令和2年6月1日に開設する南部町国際交流センターの設置及び管理運営に関して、地方自治法の規定により、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

設置の目的は、町内並びに周辺地域在住外国人の支援を図るための拠点施設として設置することとしております。

施設の名称は、南部町国際交流センター。

施設の位置は、大字平字虚空蔵26番地 2。

管理については、町で管理することとしておりますが、指定管理者にこれを代行させることができることとしております。

開所時間は、午前 9 時から午後 6 時まで。ただし、使用の目的等により臨時に時間を変更することとしております。

使用料については、語学教室などを目的として改修した 2 つの研修室のみを貸し出すこととし、第 1 研修室については 1 時間当たりの使用料を 650 円に、同じく冷暖房料を 470 円とし、第 2 研修室については 1 時間当たりの使用料を 240 円に、同じく冷暖房料を 180 円としております。

施行日は、令和 2 年 6 月 1 日からとしております。

以上で議案第 23 号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 23 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第19、議案第24号「南部町シェアサイクルの設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） それでは、議案第24号「南部町シェアサイクルの設置及び管理に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

説明資料の4ページをお開き願います。

1番の趣旨になりますが、自転車を近距離公共交通機関の1つとして、町民及び本町を訪れる者の使用に供するため、南部町シェアサイクルを設置するため、条例を制定するものです。

2の内容についてであります。設置箇所は、4カ所の駅のほか、町内の観光施設5カ所で、合わせて9カ所としております。

次に、設置品目と数量であります。電動アシスト自転車8台、駐輪設備4基であります。このほかに、V I S I Tはちのへで2台設置するということになってございます。

使用料についてですが、15分の使用で100円、12時間で1,500円となりまして、これが最大の金額ということになります。

また、その他としまして、使用するシステム及び使用品目等は、V I S I Tはちのへが実施しているものと共通であるため、八戸市との相互乗り入れが可能となっております。

なお、さきにご説明申し上げました設置場所及び自転車の台数については、季節やイベント時期に合わせて調整することとしております。

施行日は、規則で定める日となります。

以上で説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第20、議案第25号「南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の5ページをお開き願います。

議案第25号「南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について」 ご説明いたします。

森越地区に新築した森越公民館を集会所条例の規定に基づき管理するため、集会所条例の別表に追加するもので、施行日は公布の日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第21、議案第26号「南部町固定資産評価審査委員会条例及び南部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(久保田敏彦君) 説明資料の6ページをお開きください。

議案第26号「南部町固定資産評価審査委員会条例及び南部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

情報通信技術を活用することで行政手続等の利便性の向上や行政運営の効率化を図ることを目的に、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名や目的などが改正されたことに伴い、町の関連する2つの条例について、所要の改正を行うものであります。

まず、第1条、南部町固定資産評価審査委員会条例では、条例で定める必要のあった規定が法律で定められたため、当該規定を削除したもので、内容に変更はございません。

第2条、南部町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例では、法改正に合わせた字句の修正などのほか、手数料の電子納付を可能としたことや行政手続における添付書類の提出を省略可能とするものであり、第3条では、行政手続において省略できる添付書類に戸籍証明書を加えるものでありますが、現時点におきましては、当町の事務や申請等について影響があるものではございません。

施行日は、第1条と第2条は公布の日から、第3条は戸籍法の一部を改正する法律の附則に定める日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第22、議案第27号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（下井田耕一君） 説明資料の7ページをごらん願います。

議案第27号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

このたび、国民健康保険法施行令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、まず１点目でございますが、国保税の基礎課税額の限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額の限度額を16万円から17万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

２点目といたしまして、国保税の軽減対象世帯を拡充するため、軽減判定を計算する際、被保険者数に乘じられる金額を、５割軽減世帯にあつては28万円を28万5,000円に、２割軽減世帯にあつては51万円を52万円に、それぞれ引き上げを行うものでございます。

条例の施行日は、令和２年４月１日といたしまして、令和２年度以後の国保税について適用するものでございます。

参考といたしまして、次のページになりますが、２月時点の概算ではありますが、改正に伴う影響額を載せてございます。

まず、１点目の増加する税額、課税限度額改正関係についてであります。78万600円の増となる見込みでございます。

次に、２点目の減少する税額、軽減判定基準改正関係についてであります。計で26万6,600円の減となる見込みでございます。

次に、改正後の軽減の適用状況でございますが、3,010世帯のうち1,900世帯、63.1%が、いずれかの軽減の適用を受ける状況となる見込みでございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第23、議案第28号「南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（岩間雅之君） 説明資料の9ページをお開き願います。

議案第28号「南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

初めに、趣旨でございますが、デジタル手続法の施行に伴い、住民票の除票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたことから、交付の際に手数料を徴収するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、内容でございますが、デジタル手続法により住民基本台帳法が改正され、死亡、転出等により除票となった住民票の写し及び死亡、婚姻等の届け出により除籍となった戸籍の附票の除票の写しの保存期間が、抹消後5年から150年に変更され、住民票の除票、戸籍の附票の除票として交付が可能となったことに伴い、交付の際に手数料を徴収するため、南部町手数料徴収条例を改正するものでございます。

新旧対照表は、9ページ中ほどから10ページにかけての表のとおりでございます。

施行日は、公布の日となっております。

以上で議案第28号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第24、議案第29号「南部町医師住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐々木 大君） 説明資料の11ページをお願いします。

議案第29号「南部町医師住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」 ご説明いたします。

趣旨でございますが、南部町医師住宅の新築に伴い、入居対象者と医師住宅に関する事項の規定を改めるため、所要の改正を行うものです。

内容といたしまして、新しい住宅の入居資格の南部町介護老人保健施設老健なんぶの医師の条文を削除し、住宅の所在地を、大字平字虚空蔵32番地1から大字上名久井字長尾下61番地に、木造1階建て、延べ床面積75.97平方メートルと改めるものです。

施行日は、令和2年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第25、議案第30号「南部町公共下水道条例及び南部町団地排水施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（松橋悟君） それでは、資料13ページをお開き願います。

議案第30号「南部町公共下水道条例及び南部町団地排水施設条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

趣旨ですが、現在稼働しているあかね団地排水処理場を特定環境保全公共下水道事業にて建てかえるため、地方自治法並びに建築基準法の規定によるあかね団地排水施設を、下水道法及びその他法令で定める特定環境保全公共下水道事業に切りかえることに伴い、所要の改正を行うものです。

内容ですが、まず、南部町公共下水道条例の一部改正ですが、処理区及び名称などの設定と使用料を処理区ごとに改正するものです。

初めに、処理区及び名称などを第2条として新たに追加するもので、処理区を南部処理区とあかね処理区の2処理区とし、名称、主たる施設名と位置、処理区域は表示のとおりです。

なお、この第2条の追加により、改正前の第2条以下の条について、1つずつ繰り下がるものとなります。

次に、第16条の使用料ですが、別表を新たに定め、南部処理区、あかね処理区のそれぞれの処理区ごとに使用料を定めるものです。なお、使用料につきましては、両地区とも従前のとおりであり、料金の変更はございません。

続きまして、資料14ページをお開き願います。

南部町団地排水条例の一部改正ですが、公共下水道条例の一部改正で申し上げたとおり、あかね団地排水処理場を公共下水道条例へ追加することにより、団地排水条例の第2条並びに第11条からあかね団地排水処理場を削除するものです。

次に、公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部ですが、改正後の南部町公共下水道条例の条の繰り下げに伴い、南部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の条ずれを改正するもので、改正前の第6条第1項中、第5条を第6条に改めるものです。

施行日は、令和2年4月1日となります。

以上で議案第30号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第26、議案第31号「南部町観光施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（中里司君） それでは、説明資料の15ページをお開き願います。

議案第31号「南部町観光施設条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

1の趣旨であります。名川チェリリン村利用者の利便性向上及び施設の利用促進を図るため、次の内容のとおり条例の改正を行うものです。

まず、1点目ですが、オートキャンプ場の利用区分の項目にキャンプ用品セットを追加し、使用料を6,600円と定めるものです。そのセットの内容ですが、テントやテーブルなど、調理器具まで8種類で、人口減少対策プロジェクトチームが購入した物品となり、3セットを準備しております。

2点目ですが、施設の使用料を、予約状況に応じてキャンペーン期間を設けるなど、通常の使用料から最大30%を減額することができるよう改正するものです。

なお、条例の改正ではございませんが、その他として、食材や炭などは達者村宅配サービスを活用することとし、サービスの向上を図ることを目的としております。また、宅配サービスでは、未成年の確認ができないということから、アルコール類が提供できませんので、町内にある酒屋さんや食料品の販売店を案内するチラシを作成して、利用促進につなげていきたいと考えております。

施行日は、令和2年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第27、議案第32号「南部町営住宅条例及び南部町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（松橋悟君） それでは、資料16ページをお開き願います。

議案第32号「南部町営住宅条例及び南部町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

趣旨ですが、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、高齢者等の住宅確保、要配慮者が安心して暮らせる環境の充実を図る観点から、連帯保証人制度等の見直しをする必要があるため、所要の改正を行うものです。

内容ですが、まず1点目として、（1）の連帯保証人制度の継続ですが、これは南部町営住宅

条例及び南部町特定公共賃貸住宅条例の２つの条例について共通するもので、連帯保証人は、納付指導や滞納家賃の返済など、滞納の抑止、解消といった滞納対策上必要な措置であり、入居者の支援、連絡など、重要な役割も担っていることから、連帯保証人制度を継続するものです。

次に、（２）の連帯保証人の人数見直しですが、こちらも南部町営住宅条例及び南部町特定公共賃貸住宅条例の２つの条例について共通するものです。今後懸念される単身高齢者の増加等を踏まえ、入居要件を緩和し、連帯保証人の人数を従来の２人から１人に見直し、３親等以内の親族であれば町外住居者でも認めることとするものです。

続きまして、（３）不正入居者に対する請求額の算定に利用する利率の変更ですが、南部町特定公共賃貸住宅条例第20条に規定されている、不正行為で入居した者に対する請求の算定に利用する利率を、年５％から法定利率に変更するものです。なお、今回の民法の一部改正では年３％に変更されますが、民法の規定により、今後は３年ごとに利率の見直しが行われるため、国に倣い、数字ではなく法定利率という文言で整理するものです。

条例の一部改正の新旧対照表は、16ページ下段から18ページのとおりで、改正部分は下線の部分となります。

施行日は、令和２年４月１日となります。

なお、民法改正では、連帯保証人の保証の上限額である極度額を定めなければ効力を生じないこととされております。極度額の設定については、規則の改正で対応することとしております。

以上で議案第32号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第28、議案第33号「町道の路線認定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（松橋悟君） それでは、資料19ページをお開き願います。

議案第33号「町道の路線認定について」を説明いたします。

趣旨ですが、県道櫛引上名久井三戸線の森越工区において、事業完了に伴い旧道の移管があり、公共性の観点から町道として管理することが望ましいことから新規認定をするため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容ですが、認定する路線は1路線で、路線名は、向舘場2号線となります。整理番号につきましては、町道路線番号となるものです。

下の図面は、南部町管内図に路線位置を示したのですが、次のページに詳しい図面を表示してありますので、20ページをお開き願います。

上の図面は、町道認定路線網図に今回の路線の位置を赤線で示したもので、下の図は、道路の配置を拡大した図となります。

施行日は、告示の日となります。

以上で議案第33号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第29、議案第34号「指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(久保田敏彦君) 説明資料の21ページをお開き願います。

議案第34号「指定管理者の指定について」ご説明いたします。

今年度建設いたしました森越公民館の指定管理者に森越町内会を指定するもので、指定期間は、他の集会施設と合わせるため、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第30、議案第35号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(久保田敏彦君) 説明資料の22ページをお開き願います。

議案第35号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」ご説明いたします。

三戸郡福祉事務組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、組合組織団体数の減少及び組合規約の変更について、地方自治法の規定に基き、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものでありますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第31、議案第36号「青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(金野貢君) それでは、説明資料の23ページをお開き願います。

議案第36号「青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について」ご説明申し上げます。

本案件は、青森県新産業都市建設事業団の事業計画に、令和2年度において設置団体が負担する額として総額576万円を加えることについて、構成団体と協議するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

南部町の負担額は、前年度と比較しまして2万円減の15万1,000円となるものでございます。

以上でございます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第32、発議第1号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。沼畑俊一君。

（副議長 沼畑俊一君 登壇）

○副議長（沼畑俊一君） 発議第1号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書について」提案理由を説明いたします。

過疎地域は、我が国の国土の半数を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止など、大きな役割を果たしています。

しかしながら、近年急速に進む人口減少、少子高齢化等により、集落が消滅の危機に瀕し、国土保全の観点からも極めて深刻な状況に直面しています。

過疎対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、一定の成果を上げてきました。過疎地域が果た

している多面的、公益的機能を今後も持続していくためには、引き続き、総合的かつ積極的な支援を充実、強化することが必要となります。

以上のことから、令和3年3月末をもって失効する過疎地域自立促進特別措置法に続く、新たな過疎対策法を制定されますよう、要望する意見書を提出するものであります。

以上で提案理由の説明といたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） これをもちまして、本日の日程は全部終了しました。

なお、3月9日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前10時45分）

令和 2 年 3 月 9 日（月曜日）

第 9 2 回南部町議会定例会会議録

（第 4 号）

第92回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

令和2年3月9日（月）午前10時開議

- | | | |
|------|--------|---------------------------------|
| 第 1 | 議案第6号 | 令和2年度南部町一般会計予算 |
| 第 2 | 議案第7号 | 令和2年度南部町学校給食センター特別会計予算 |
| 第 3 | 議案第8号 | 令和2年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算 |
| 第 4 | 議案第9号 | 令和2年度南部町国民健康保険特別会計予算 |
| 第 5 | 議案第10号 | 令和2年度南部町介護保険特別会計予算 |
| 第 6 | 議案第11号 | 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 7 | 議案第12号 | 令和2年度南部町病院事業会計予算 |
| 第 8 | 議案第13号 | 令和2年度南部町公共下水道事業特別会計予算 |
| 第 9 | 議案第14号 | 令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 第 10 | 議案第15号 | 令和2年度南部町営地方卸売市場特別会計予算 |
| 第 11 | 議案第16号 | 令和2年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算 |
| 第 12 | 議案第17号 | 令和2年度南部町大字平財産区特別会計予算 |
| 第 13 | 議案第18号 | 令和2年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算 |
| 第 14 | 議案第19号 | 令和2年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算 |
| 第 15 | 議案第20号 | 令和2年度南部町大平財産区特別会計予算 |
| 第 16 | 議案第21号 | 令和2年度南部町名久井岳財産区特別会計予算 |
| 第 17 | 議案第37号 | 令和元年度南部町一般会計補正予算（第9号） |
| 第 18 | 議案第38号 | 令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） |
| 第 19 | 議案第39号 | 令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 第 20 | 議案第40号 | 令和元年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号） |
| 第 21 | 議案第41号 | 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 第 22 | 議案第42号 | 令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 第 23 | 議案第43号 | 令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） |
| 第 24 | 議案第44号 | 令和元年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号） |
| 第 25 | 陳情第1号 | 最低賃金の地域間格差を解消する全国一律最低賃金制度の実現と中小 |

企業支援の拡充を求める陳情書

第 26 常任委員会報告

第 27 委員会の閉会中の継続調査の件

追加第 1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加第 2 議案第45号 南部町教育委員会委員の任命について

追加第 2 発委第 1 号 地域間格差を解消する最低賃金の引き上げと中小企業支援の拡充を
求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	工 藤 愛 君	2 番	松 本 啓 吾 君
3 番	久 保 利 樹 君	4 番	夏 堀 嘉一郎 君
5 番	坂 本 典 男 君	6 番	滝 田 勉 君
7 番	西 野 耕太郎 君	8 番	山 田 賢 司 君
9 番	八木田 憲 司 君	10 番	中 舘 文 雄 君
11 番	工 藤 正 孝 君	12 番	夏 堀 文 孝 君
13 番	沼 畑 俊 一 君	14 番	根 市 勲 君
15 番	馬 場 又 彦 君	16 番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	久保田 敏 彦 君	企画財政課長	金 野 貢 君
交流推進課長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	下井田 耕 一 君
住民生活課長	岩 間 雅 之 君	健康福祉課長	福 田 勉 君
農林課長補佐	庭 田 貴 之 君	商工観光課長	中 里 司 君

建設課長	松橋 悟 君	会計管理者	野月 正治 君
医療センター事務長	佐々木 大 君	老健なんぶ事務長	藤嶋 健悦 君
市場長	馬場 均 君	教育長	高橋 力也 君
学務課長	中村 貞雄 君	社会教育課長	佐々木 高弘 君
農業委員会事務局長	夏堀 勝徳 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	夏坂 由美子	班 長	小林 京子
主 査	坂本 裕昭		

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） ただいまから、第92回南部町議会定例会を再開します。
本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第6号から議案第21号の委員長報告、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、議案第6号から、日程第16、議案第21号までの令和2年度南部町各会計予算の議案16件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案については予算特別委員会における審査が終了しておりますので、ここで、委員長の報告を求めます。予算特別委員長、八木田憲司君。

（予算特別委員会委員長 八木田憲司君 登壇）

○予算特別委員会委員長（八木田憲司君） おはようございます。

予算特別委員会の審査結果をご報告いたします。3月3日の本会議において、本委員会に審査を付託されました議案第6号から、議案第21号までの令和2年度南部町各会計予算16件につきましては、5日、及び6日に本委員会を開催し慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、議案第6号から、議案第21号までの議案16件は、全会一致によりすべて原案のとおり可決としました。

以上で、予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 予算特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略し討論を行います。討論ありませんか。夏堀嘉一郎君。

（夏堀嘉一郎君 登壇）

○4番（夏堀嘉一郎君） 令和2年度一般会計予算に対する討論を行います。

私は、これまで、新庁舎建設に関わる全ての予算に対して反対の討論を行ってまいりましたが、先般の議会で多数決により予算が可決され事業が進んでおります。多数決という数の論理で決定された議会の意向は、同時に、町全体の意向となることから、今後はその新たなスタートラインに立って堅実に進めていくことが私に求められているものと考えます。よって、一般会計予算に計上されております２款総務費１項総務管理費14目統合庁舎建設費に賛成いたします。

今後も数の論理だけにとらわれずに、民主主義の精神をもって政治を行う所存でございます。以上、賛成討論といたします。

○議長（夏堀文孝君） ほかに、討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

討論がありましたので、分別して採決します。

最初に、議案第６号「令和２年度南部町一般会計予算」を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（夏堀文孝君） ご着席願います。起立多数です。

議案第６号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（夏堀文孝君） 次に、議案第７号「令和２年度南部町学校給食センター特別会計予算」から、議案第21号「令和２年度南部町名久井岳財産区特別会計予算」までの議案15件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第７号から、議案第21号までの議案15件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第17、議案第37号「令和元年度南部町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） それでは、議案書の87ページをお開き願います。

議案第37号「令和元年度南部町一般会計補正予算（第9号）」についてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の総額から3億5,749万7,000円を減額し、予算総額を115億5,670万1,000円とするものでございます。

93ページをお開き願います。第2表繰越明許費でございまして。繰り越しする事業は、2款総務費の統合庁舎建設事業に係る連絡道路、3款民生費の地域密着型施設整備事業、4款衛生費の葬祭場整備事業、7款商工費の観光PR動画制作事業とウォータースライダー塔改修事業、8款土木費の町道整備事業の計6事業につきまして本年度中に事業が完了しない見込みであることから、合計で3億5,690万円を翌年度に繰り越しし実施するものでございます。

94ページをお開き願います。第3表地方債補正でございまして。臨時財政対策債につきましては発行可能額の確定により、その他の地方債につきましてはそれぞれの事業費の確定に伴い限度額を補正するもので、表の下段、地方債総額を17億1,068万1,000円とするものでございます。

98、99ページをお開き願います。歳入の主なものについて説明いたします。1款町税は、1項町民税から、4項市町村たばこ税まで、各税目の収納見込みに基づき総額で4,744万1,000円を増額するものでございます。下段、2款3項1目森林環境譲与税は、国からの交付見込額に基づき659万8,000円を増額するものでございます。

100、101ページをお開き願います。上段の9款地方交付税は、普通交付税の交付額確定により3,500万3,000円を増額するものでございます。次の11款以降の特定財源につきましてはそれぞれの事業費の確定見込みにより調整するもので、主なものについては歳出と一緒に説明をさせていただきます。

108、109ページをお開き願います。中段、15款2項1目不動産売払収入は、雇用促進住宅駐車

場などの町有地の売却により2,088万7,000円を増額するもの。その下の16款寄附金は、ふるさと納税寄附金の増額により2,500万円を追加。下段の17款繰入金は、歳入歳出の財源調整のため、減債基金、財政調整基金を合わせて1億6,888万9,000円を減額するものでございます。

114、115ページをお開き願います。歳出の主なものについて説明いたします。下から2段目、2款1項9目自治振興費は、地域集会施設整備に係る事業費の確定により、総額で853万円を減額し、特定財源として町債を320万円減額するものでございます。

116、117ページをお開き願います。中段の16目公共施設整備基金費は、収支状況を踏まえ、積立金1億4,076万1,000円を増額。その下、17目地域振興基金費は、ふるさと納税寄附金の増額に伴い、積立金2,500万7,000円を増額するものでございます。下段の22目統合庁舎建設費は、事業費の確定見込みにより合わせて6,490万円を減額し、特定財源としまして地方債5,030万円、公共施設整備基金繰入金4,899万9,000円を減額するものでございます。

118、119ページをお開き願います。上段の23目森林環境整備基金費は、先日ご議決をいただいた条例に基づき、新たに設置される森林環境整備基金に今年度交付された譲与税を全額積み立てするため、新たに費目を設け、積立金659万9,000円を計上するものでございます。下から2段目、3款1項2目住民生活費の28節繰出金は、国保特別会計の補正に伴い一般会計からの繰出金を637万8,000円減額するもので、特定財源として国、県負担金をそれぞれ減額しております。

120、121ページをお開き願います。4目老人福祉費の28節繰出金は、介護保険特別会計と介護サービス事業特別会計の補正に伴い、一般会計からの繰出金を合わせて2,262万1,000円減額。その下、5目老人福祉施設費の28節繰出金は、介護老人保健施設特別会計の補正に伴い、不足となる461万円を増額するものでございます。

122、123ページをお開き願います。上段、8目プレミアム付商品券事業は、プレミアム商品券の販売対象者数、及び販売枚数の減により合わせて3,794万7,000円を減額し、特定財源として全額国庫補助金を減額するものでございます。

124、125ページをお開き願います。下段の4款1項3目予防費は、各種予防接種見込者数の減により合わせて1,433万5,000円を減額し、特定財源として国、県の補助金をそれぞれ減額するものでございます。

126、127ページをお開き願います。下段の4款2項1目塵芥処理費は、ゴミ収集運搬委託料の確定により1,974万円を減額し、次のページの上段、2目環境事務組合費は、三戸地区、及び八戸地域の一部事務組合に対する負担金の確定見込みにより合わせて3,213万円を減額し、特定財源の町債は、三戸地区の塵芥処理施設整備、及び葬祭場建設事業に充当される地方債を870万円

減額するものでございます。

6 款農林水産業費の 3 目農業振興費から、6 目畑作振興費までは、それぞれの事業費の確定見込みに伴い不用額を減額。11 目農村整備費は、次のページまでに記載のとおり事業費の確定見込みにより減額、あるいは増額するもので、特定財源として県委託金を 327 万 3,000 円、町債を 300 万円減額するものでございます。

同じく、130、131 ページの下段、7 款 1 項 3 目観光施設費は、ウォータースライダー塔の解体工事に係る電柱移転経費の負担金 107 万 8,000 円や、施設の修繕料を追加するもので、特定財源の雑入は、当初、ウォータースライダー塔の改修工事に充当する予定であった電源立地対策交付金が、工事内容を解体工事に変更したことに伴い交付対象となくなることになったため 700 万円を減額するものでございます。

132、133 ページをお開き願います。下段、8 款 2 項道路橋りょう費は、町道の維持補修事業、及び新設改良事業の事業費の確定見込みにより、1 目、2 目合わせまして 7,416 万 2,000 円を減額し、特定財源の国庫補助金、及び町債をそれぞれ減額しております。

134、135 ページをお開き願います。2 段目、8 款 5 項 2 目住宅建設費は、公営住宅の建替候補地の選定が難航したことにより、測量設計業務に着手することができなかったことから、当該事業費 5,000 万円を減額し、充当予定の国庫補助金、及び町債を減額するものでございます。

その下、6 項住宅造成費は、チェリータウン桜場の造成事業について、平成 30 年度予算に計上されていた事業への着手が困難と予想されたため、令和元年度の当初予算に事業費を計上していたところでございますが、平成 30 年度中に着手することが可能となり、平成 30 年度予算の事業費を今年度へ繰り越しして実施いたしました。このため、令和元年度の事業費がほぼ不用額となったことから総額で 1 億 3,763 万円を減額するものでございます。

下段、9 款消防費は、消防ポンプ自動車購入、及び屯所建設費の確定により不用額を減額し、特定財源の町債を 1,980 万円減額したほか、次のページの 19 節は、消火栓の移設、及び修繕のため水道企業団への負担金 227 万 4,000 円を追加するものでございます。

最後に、138、139 ページをお開き願います。上段、10 款 4 項 1 目教育振興費は、幼稚園入園児数の減により 20 節扶助費を 700 万円減額し、特定財源として国、県補助金を合わせまして 416 万 2,000 円減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。10番、中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） 123ページのプレミアム商品券のことについてお尋ねします。

今、説明の中では、対象者の確定、そういうかたちで減額、ただこれ、予算がたしか4,500万、それから事務費、そういう金額だったんですが、これ、実際には対象者に対する何パーセントくらい利用されたことになるんですか。ということをまずひとつお聞きします。

それから、次の125ページのですね、衛生費の1番下段の予防費、受診者数が確定見込みっていう数字でこれだけ減額となってますけど、これは、実際に受診者が少なかったのか、それとも人数が減ったのか、そのへんですね、1番大きな要因は、これだけ減額しなきゃならなかったものの要因ってのはどういうふうに考えておられるのかお聞きします。

○議長（夏堀文孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただいまの中舘議員のご質問にお答え申し上げます。

まず1点目のプレミアム商品券のことでございますが、2月で申請が終了いたしました、申請率は全体の44.6%、半分の方が申請していないという状況となっております。このため補正したとおり減額となったものでございます。

それから、125ページの委託料の減でございますが、説明欄に各種予防接種の減を説明してございますが、いずれも当初の見込みより、接種率と言いますか利用者が当初より見込みが減となっておりますので、減となったものでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） プレミアムについては南部町ばかりじゃなくてほかの、新聞で出たように、ほかの市町村でも不評だった、というような評価がされてましたけども、実際にいろんな複雑な手続き、直接自分がそういう対象だっていうのを、行ってみられるもの嫌だっていう人もいたようなんですよね。限定されたものですから。税金だとかいろんな対象になる、実際にそれを一般に分らないようにしたのを、そこに行くことによって自分が対象者だと分られるのも嫌だって人もいたようなんですけど、実際に44%、このへんはですね、そのためにやった政策でも、そ

れだけ活用して貰えなかったっていうのは残念な思いもあるんですけども、これからこういうことがあったときに、実際に我々が運動すると言いますか、政策を打ち出して貰うときには、こういうふうに対策っていうのはあるもんですか、今ちょっと聞いてますけども。そういう複雑さがあったという判断してますか。実際の手続きするのにですね。どういう要因が1番大きかったのか、44.6%しか来なかったってことは半分以上の方が対象者でも来なかった、申請しなかったっていうことでしょうけども。そのへんは、実際には窓口担当とすれば何が1番要因として考えられるかっていうのを、です。

それからもう1つの予防費ですけども、実際に受けられなかった、こういうものを受けるようになっていうか、町民に対して働きかけてますか。そういうものはどういうふうな、ただこういう制度ありますよってことでやっているのか、それとも、できるだけこれを受けてくださいっていうふうに奨励するような運動ってのをされたかどうか、そのへんちょっとお聞きします。

○議長（夏堀文孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、プレミアム商品券のほうでございしますが、あくまでも報道機関等々で流れていることとございしますが、この商品券を購入するにあたっては必ず自己負担、5,000円に対して例えば4,000円の自己負担が必ずかかることになりますので、これが不評ではなかったのかと私は考えてございます。

それから、予防接種のほうでございしますが、対象者には必ず役場のほうから個人宛で、あなたはこの予防接種の対象者でございしますという通知書は出してございます。そのうえで本人が実際に予防接種をするかしないかということになります。個人には必ず通知は出してございます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。9番、八木田憲司君。

○9番（八木田憲司君） ページ数は135ページ。土木費の13節委託料、5,000万、測量設計業務を減額しておりますけども、これ、令和2年度予算でも1,200万の調査費あげております。これまで土地の決定が難航した、これまでの経緯とですね、これからの見通しをどういう感じでもってるのかあればお願いしたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） 建設課長。

○建設課長（松橋悟君） ただいまの八木田議員のご質問にお答えいたします。

まず、公営住宅の測量設計業務ですけれども、令和元年度に5,000万計上されてありました。経緯といたしましては、南部地区の町営住宅の建て替えの実施設計ということであげておりましたが、予算計上の段階で、建替設計の用地の選定の途中での予算計上ということがまずひとつありまして、令和元年度中において用地のほうをいろいろ検討してたんですけども、候補地となる場所についてですが、町としては財政的な面も考えて、あくまでも町有地を優先してということでもまず考えておりました。ただなかなか町有地を優先するということになると、買い物に行くにもバスとか鉄道の利用が不便ということの立地条件があまりよくないということが言えるので、町有地活用にこだわらずに、用地取得を視野に入れて用地を模索しておりましたけれども、結果的に整備候補地の選定に至らず、今回、全額減額することにしました。今年度ですね、我々のほうで、用地選定いろいろ、ほぼ1年くらいかけていろいろ現地のほうも回って歩いたのですが、どうしても、やはり職員だけでは選定するになかなか結論出せなくてですね、今年度、業者さんのほうから力を借りてって言うんですか、業務発注によって用地のほうを、現地のほう、また細かく踏査って言うんですか、現地調査して用地のほうを定めることとしております。そのうえで用地が決まり次第、改めてですね町営住宅のほうの実施設計のほうを計上させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第18、議案第38号「令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、議案書の141ページをお開きください。

議案第38号「令和元年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,073万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,060万5,000円とするものでございます。まず、歳出からご説明申し上げます。主なものをご説明いたします。

152、153ページをお開きください。中段の2款1項療養諸費の合計で1,688万6,000円の増額、及び下段の2項高額療養費の合計で1,596万2,000円の増額でございますが、一般被保険者分につきましては、高額調剤や高度医療費の増などにより医療費の増が見込まれることから増額としております。また、退職被保険者分につきましては、制度終了による被保険者の皆減に伴い減額としてございます。

154、155ページをお開きください。3段目の5款2項2目国民健康保険保健指導事業の111万円の減額でございますが、臨時職員、管理栄養士です、臨時職員の出産に伴う勤務日数の減によりまして、7節賃金を減とするものです。

次に、歳入をご説明申し上げます。148、149ページにお戻りください。

上段の1款1項1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、140万6,000円を増額するものです。これは、本年度の収入見込みによりまして、現年課税分ですが、1節の医療給付費分は増、2節後期高齢者支援金分、及び3節介護納付金分は減となるものでございます。

中段の５款１項県補助金１目保険給付費等交付金でございますが、6,751万2,000円を増額し、総額を16億3,180万円とするものです。これは、各交付金の交付決定、及び交付決定見込みによるものです。

下段の７款１項１目一般会計繰入金でございますが、637万8,000円を減額し、総額を２億962万9,000円とするものです。これは、各事業費、及び事務費等の確定、及び確定見込みなどによりまして、各節の一般会計からの繰入金を増額、または減額するものでございます。

150、151ページをお開きください。２段目の７款２項１目財政調整基金繰入金でございますが、3,502万円を減額し、総額を3,632万1,000円とするものです。これは、国民健康保険特別会計の収支見込みによりまして、財源の不足分として財政調整基金から繰り入れる額が、当初の見込みより減少する見込みのため、減額とするものでございます。

その下の９款１項１目一般被保険者延滞金でございますが、244万5,000円を増額するもので、本年度の収入見込みにより増となるものでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第19、議案第39号「令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 議案書の159ページをお開きください。

議案第39号「令和元年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）」でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,404万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億674万9,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。174、175ページをお開きください。中段の1款3項2目認定調査等費の376万9,000円の減額でございますが、これは主に7節賃金でございますが、介護保険の認定調査員として臨時職員1名を予定してございましたが、職員で対応したことによりまして、この分の賃金252万2,000円を減とすることによるものです。

176、177ページをお開きください。2款1項保険給付費でございますが、1目の介護サービス等諸費から、次の178・179ページをお開きください。上段の6目介護予防サービス等諸費まで、2款1項合わせまして8,573万7,000円を減額し、総額を24億7,017万1千円とするものです。これは、介護保険のサービス給付費の確定見込みによるものでございます。

180、181ページをお開きください。下段の3款2項2目地域介護予防活動支援事業費の258万円の減額でございますが、これは主に19節負担金補助及び交付金のご近所ふれあいサロン助成事業の助成金ですが、申請する団体数が当初の見込みより少なくなる見込みのため、238万円を減とすることによるものです。

182、183ページをお開きください。4つ目の3款3項4目任意事業費の246万5,000円の減額でございますが、これは主に13節委託料の高齢者配食サービス事業ですが、利用見込み件数が当初の見込みより少なくなることから、234万8,000円を減とすることによるものです。1番下の3款3項6目生活支援体制整備事業費の529万円の減額でございますが、これは主に13節委託料の生活支援体制整備事業業務ですが、業務委託として委託先の職員1名分の人件費を計上してございましたが、町職員で対応したことにより、この分の525万7,000円を減とすることによるものです。

184、185ページをお開きください。下段の4款1項1目介護給付費準備基金積立金でございま

すが、6,134万7,000円を増額し、総額を8,461万5,000円とするものです。これは、介護保険特別会計の収支の決算見込みによりまして、第1号被保険者の保険料の充当残額が見込まれることから、同額を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

続きまして歳入を説明いたします。主なものをご説明いたします。

166、167ページにお戻りください。上段の1款1項1目第1号被保険者保険料でございますが、159万2,000円を増額するものです。これは、本年度の保険料の収入見込みによりまして、1節現年度分特別徴収保険料については減、2節現年度分普通徴収保険料、及び3節滞納繰越分普通徴収保険料については増とするものでございます。

3段目の3款1項国庫負担金、及びその下2項国庫補助金、168、169ページをお開きください。2段目の4款1項支払基金交付金、3段目の5款1項県負担金、下段の2項県補助金、及び170、171ページをお開きください。上段の5款3項県委託金まで、本年度の交付決定、または交付決定見込みによりそれぞれ増額、または減額をするものでございます。

下段の7款1項1目一般会計繰入金でございますが、1節介護給付費繰入金、から6節低所得者保険料軽減繰入金まで、合わせまして2,252万9,000円を減額し、総額を3億8,863万2,000円とするものです。これは、歳出でもご説明いたしましたが、保険給付費の確定見込みをはじめ、各事業の完了、及び事業費、事務費等の確定見込みによりまして、合わせまして2,252万9,000円を減額するものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第20、議案第40号「令和元年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 議案書の187ページをお開きください。

議案第40号「令和元年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）」でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,540万4,000円とするものでございます。まず、歳出から説明申し上げます。

196、197ページをお開きください。1款1項1目の居宅介護支援事業費は17万5,000円を減額、その下、2目の介護予防支援事業費は76万8,000円を減額、一番下、3目の訪問看護サービス事業費は5万7,000円を減額するもので、いずれの目につきましても事務費等の確定、及び確定見込みによるものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

194、195ページにお戻りください。上段の1款サービス収入1項介護給付費でございますが、1目の居宅介護支援事業費から、3目の訪問看護事業費まで、合わせまして91万1,000円を減額するもので、いずれの目につきましても収入額の確定見込みによるものです。

下段の2款1項1目一般会計繰入金でございますが、9万2,000円を減額するものです。これは、事務費等の確定、及び確定見込みにより、1節の居宅介護支援事業費繰入金につきましても増額、2節の訪問看護事業費繰入金につきましても増額、3節の介護予防支援事業費繰入金につきましても減額するもので、合わせて9万2,000円の減額となるものです。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第21、議案第41号「令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） 議案書の199ページをお開きください。

議案第41号「令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,432万2,000円とするものでございます。まず、歳出からご説明いたします。

208、209ページをお開きください。上段、1款1項1目一般管理費でございますが、80万円を

減額し、総額を2,689万2,000円とするものです。これは、13節委託料ですが、後期高齢者健康診査、及び後期高齢者歯科健康診査の受診者数が当初の見込みより減となることが見込まれることから、医療機関への健診の委託料を減額するものです。

下段、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、278万4,000円を増額し、総額を1億9,511万円とするものです。これは、19節負担金補助及び交付金ですが、説明欄の後期高齢者医療保険料分として、主に過年度分の保険料納付金となりますが、546万8,000円を増額、また、後期高齢者医療保険基盤安定分として、事業費の決定によりまして268万4,000円を減額、合わせて278万4,000円を増額となるものでございます。

続きまして、歳入を説明申し上げます。主なものをご説明いたします。

206、207ページにお戻りください。上段、1款1項後期高齢者医療保険料でございますが、1目特別徴収保険料を138万7,000円増額し、2目普通徴収保険料につきましても150万8,000円増額するものでございます。これは、今年度の保険料収入額の見込みによるものでございます。

中段の3款1項1目一般会計繰入金でございますが、11万1,000円を減額するもので、これは、説明欄ですが、保険料軽減分となる基盤安定負担金の交付決定によりまして、保険基盤安定繰入金を268万4,000円減額するほか、財源の不足分として事務費等繰入金を257万3,000円増額するもので、合わせまして11万1,000円の減となるものでございます。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第22、議案第42号「令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（松橋悟君） 議案書の211ページをお願いいたします。

議案第42号「令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について説明いたします。

第1条は歳入歳出予算の補正、第2条は繰越明許費の設定、第3条は地方債の補正となっております。

220ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。2款1項1目公共下水道建設費であります。今年度の南部地区公共下水道の交付金事業において、官許工事の入札分を官許実施設計委託料に組み替える内容変更により、13節委託料650万円の増額と、15節工事請負費650万円の減額をするものであります。以上が歳出の説明であります。

218ページをお願いいたします。続きまして歳入について説明いたします。1款1項1目負担金であります。公共下水道加入戸数の確定見込みにより2戸分28万円を減額し、6戸分の84万円とするものです。次に、4款1項1目一般会計繰入金であります。124万8,000円を減額し、9,721万7,000円とするもので、総事業費の確定によるものであります。次に、6款1項1目雑入であります。252万8,000円を増額し、252万9,000円とするもので、平成30年度分の消費税確定申告による還付金の確定によるものであります。次に、7款1項1目下水道事業債であります。こちらは、第3表の地方債補正で説明いたします。

214ページをお願いいたします。上段の第2表繰越明許費であります。あかね処理区の処理場建て替えに伴い、更新する処理場詳細設計業務について、本年1月末に契約したところでありますが、契約額のうち前払金を除く2,888万円を繰り越すものとしております。

続きまして、中段、第3表地方債補正であります。建設事業の確定により、下水道事業債の限度額を100万円減額し9,350万円とするもので、補助事業費の確定によるものであります。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第23、議案第43号「令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（松橋悟君） 議案書の223ページをお願いいたします。

議案第43号「令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ253万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,368万1,000円とするものであります。

232ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。1款1項2目施設管理費であります。253万4,000円を減額し8,037万3,000円とするものであります。内容としましては、13節委託料の施設管理費140万円と、27節公課費の消費税納付金113万4,000円をそれぞれ減額しており、いずれも不用額によるものであります。以上が歳出の説明であります。

230ページをお願いいたします。続きまして歳入について説明いたします。1款1項1目負担金であります。農業集落排水加入戸数の確定見込みにより、2戸分24万円を増額し22戸分の264万円とするものです。

3款1項1目一般会計繰入金であります。277万4,000円を減額し2億437万6,000円とするもので、総事業費の確定によるものであります。

以上で議案第43号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第43号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第24、議案第44号「令和元年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（藤嶋健悦君） それでは、議案書の235ページをお願いします。

議案第44号「令和元年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ189万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,162万4,000円とするものでございます。まず、歳出からご説明いたします。

244、245ページをお開き願います。3歳出、主なものをご説明いたします。1款総務費1項総務管理費2目療養費ですが、13節委託料200万円を減額するもので、利用者減に伴い給食業務委託料を減額、その他総務管理費内で歳入減に伴う財源内訳更正をするものです。

2款1項公債費2目利子は、11万円を増。起債繰上償還に伴う利子です。融資元からの利子の確定による増額で、さきの補正予算で見込計上いたしました利子の確定が、年を越して1月になったため、このたび補正するものです。

続きまして歳入をご説明いたします。242、243ページをお開き願います。2歳入についてご説明いたします。1款1項1目施設介護サービス費は、450万円を減額し1億2,742万6,000円。入院、死亡などの退所による利用者減によるものです。2款1項1目負担金は、200万円を減額し2,922万5,000円。利用者の減は、1款の理由に同じです。4款1項1目一般会計繰入金は、461万円を増額し2億3,396万1,000円。施設利用者減に伴う財源不足を補うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第44号は、原案のとおり可決されました。

○議長(夏堀文孝君) ここで11時15分まで休憩します。

(午前10時58分)

○議長(夏堀文孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第25、陳情第1号「最低賃金の地域間格差を解消する全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の拡充を求める陳情書」を議題とします。

産業建設常任委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、根市勲君。

(産業建設常任委員会委員長 根市勲君 登壇)

○産業建設常任委員会委員長(根市勲君) それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る、2月28日、本会議において本委員会に付託されました陳情第1号「最低賃金の地域間格差を解消する全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の拡充を求める陳情書」について、3月2日に委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

東京都と青森県の地域別最低賃金は時給当たり223円の差が生じており、若年労働者の流出を防ぎ、地域経済を活性化させる上に、最低賃金の引き上げが必要であるが、景気回復の恩恵が届かない地方において人件費が高騰することは企業を苦しめる要因となることから、政府が企業に対して支援を講じて賃金格差を是正していくべきとするものの陳情趣旨に賛同し、全会一致で採択することに決定致しました。

以上で、産業建設常任委員会の陳情審査結果を報告いたします。

○議長（夏堀文孝君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第1号を採決します。採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は「採択」です。陳情第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（夏堀文孝君） ご着席願います。起立多数です。

陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎常任委員会報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第26「常任委員会報告」を議題とします。

本件は、お手元に配布しております報告書のとおり各常任委員長から報告がありました。

説明を省略し質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。

これで、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(夏堀文孝君) 日程第27「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

本件はお手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規程により各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長(夏堀文孝君) お諮りします。

本日、町長から議案第45号「南部町教育委員会委員の任命について」の議案1件が、また、産業建設常任委員会から先ほど採択されました陳情第1号に係る意見書が、発委第1号として追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第45号、及び発委第1号の2件を日程に追加し議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配付のため暫時休憩いたします。

（午前11時21分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時22分）

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 追加日程は、お手元に配布のとおりであります。

追加日程第1「町長追加提出議案提案理由の説明」を求めます。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案1件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第45号「南部町教育委員会委員の任命について」であります。令和2年4月4日をもって任期満了となります教育委員会委員1名の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

委員として任命する方は、新任の方でありまして、住所、南部町大字垵渡字・・・・・・・・、氏名、川守田良修氏、昭和・・年・・月・・日生まれ。

任命する川守田氏は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者として認め、教育委員に任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和2年4月5日から、令和6年4月4日までの4年間であります。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議のうえ、何卒ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（夏堀文孝君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第2、議案第45号「南部町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

説明を省略し質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号を採決します。本案に原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第45号は、原案のとおり同意されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第3、発委第1号「地域間格差を解消する最低賃金の引上げと中小企業支援の拡充を求める意見書」を議題とします。

本意見書については、先程採択されました陳情第1号の趣旨と同様の内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。提出者の説明、質疑、討論を省略し、ただちに採決します。

発委第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで、閉会にあたり町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第92回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、2月28日から、本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

また、各種条例案のほか、令和2年度一般会計、及び各特別会計の当初予算、並びに令和元年度の補正予算など、慎重審議をいただき全議案とも原案のとおりご議決賜りましたことに対しま

して厚く御礼申し上げます。さらには、追加で提案させていただきました人事案件につきましても、原案どおりご同意をいただき重ねて御礼申し上げます。審議の中で議員各位からいただきました様々なご意見、ご提言には十分留意いたしまして、今後の行政運営に役立ててまいりたいと考えております。

さて、いまだに感染の拡大が続く新型コロナウイルスであります。当町では国からの要請を踏まえ、町が主催するイベント等の中止や縮小のほか、町内全小中学校の臨時休業措置を取ったところであります。また、これに伴い、共働き家庭等への影響に配慮し、放課後児童クラブを開設し、児童、及び保護者の支援に努めているところであります。町民の皆様にはこれまでと同様にこまめな手洗い等の感染症対策を継続いただくとともに、不要不急の外出はお控えいただくなど、一日も早い終息に向けてのご協力をお願いするものであります。

東日本大震災の発生から間もなく9年の月日が経過しようとしています。ここに、改めまして、犠牲者の御霊に哀悼の意を表したいと存じます。復興庁の発表によりますと、本年1月現在の避難者数は、発災直後と比較し10分の1にまで減少したとはいえ、いまだに四万八千人もの方々が避難生活を続けられているとのことであります。避難生活を解消された方も含め、全ての被災者の皆様が心から安堵し、人と人とのつながりの中に生きがいをもって生活できる日が1日も早く訪れますよう心からお祈り申し上げるものであります。と、同時に、東日本大震災の記憶のみならず、当町が経験した馬淵川の洪水被害の記憶も風化させることなく、常に災害に備える態勢を構築し、自主防災組織や関係機関との連携の強化や、訓練の実施による即時対応能力の向上など、引き続き万全を期してまいる所存でありますので、議員各位、並びに町民の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本議会の一般質問においてもお答え申し上げたところであり、また、本日、令和2年度予算をご議決いただきましたことから、新年度から新たな子育て支援策として「子育て用品給付事業」を開始いたします。これまで実施してまいりました、給食の無料化や高校生までの医療費の無料化、各種予防接種費用の助成、修学資金の貸し付け等に本事業が加わることにより、0歳から大学を卒業するまで、切れ目なく、さらに手厚い子育て世帯の支援が可能となります。「子育てに優しい町・南部町」を町内外にPRするとともに、新年度予算に計上いたしました、移住定住交流対策の各種事業を、総合的、有機的に展開し、定住人口の確保を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、定住対策に限らず、予算に計上いたしましたひとつひとつの事業を迅速、かつ、着実に執行し、町民の負託に全力でお応えするとともに、町民の皆様とのキャッチボール対話などを通

じて得られたご要望等を政策に反映させるなど「南部町の明るい未来を創造」してまいる所存でありますので、議員各位におかれましては、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

この冬は積雪も少なく暖冬傾向であり、さらに、このところの日中の陽気にはいつもよりも早い春の訪れを感じているところであります。そして、今春、5月には、人気アイドルグループ「ももいろクローバーZ」のコンサートが、当町で開催される予定であることが発表されたところであります。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響を考慮し、実施の是非は今月20日までに判断されるとのことです。先にも申し上げましたように一日も早い終息と、コンサートの開催を心から願うとともに、ももいろクローバーZのファンたちの活気で町内が盛り上がることを期待するものであります。

結びに、新年度が災害のない、平穏な年であることをお祈りするとともに、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただきますようお願いを申し上げます。本定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君） 閉会にあたりまして、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、2月28日の開会以来本日までの11日間にわたり、議員各位におかれましては、時節柄何かとご多忙中にもかかわらず終始熱心に審議を賜り、提案されました令和2年度当初予算をはじめ、条例など多くの重要な案件をすべて議了し無事閉会の運びとなりましたことを、議長として厚くお礼申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議にご協力をいただき感謝申し上げます。

本会議、及び予算特別委員会において議員各位から述べられました意見や要望事項につきましては、特に考慮を払われますとともに、その執行にあたっては適切に運用され、町政発展のため一層の努力をお願い申し上げる次第であります。

皆様におかれましても年度末でもありご多忙中のことと存じますが、くれぐれも健康にはご留意されまして、町政の発展にご尽力賜わりますことをお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

まことにありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君） これをもちまして第92回南部町議会定例会を閉会します。

（午前11時34分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 夏堀文孝

署名議員 西野耕太郎

署名議員 山田賢司